

第九十六回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和五十七年二月一日(月曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

麻生 太郎君 今枝 敬雄君
大原 一三君 木村武千代君
笹山 登生君 椎名 素夫君
白川 勝彦君 平沼 越夫君
柳沢 伯夫君 沢田 広君
塚田 庄平君 戸田 菊雄君
渡部 一郎君 玉置 一弥君
正森 成二君 小杉 隆君

金融及び証券に関する小委員

大原 一三君 熊川 次男君
笹山 登生君 中西 啓介君
中村正三郎君 平泉 涉君
平沼 越夫君 森田 一君
山本 幸雄君 佐藤 觀樹君
平林 剛君 堀 昌雄君
柴田 弘君 和田 耕作君
義輪 幸代君 小杉 隆君
金融及び証券に関する小委員長 中西 啓介君

財政制度に関する小委員

小泉純一郎君 椎名 素夫君
中西 啓介君 平泉 涉君
毛利 松平君 森田 一君
柳沢 伯夫君 山中 貞則君
与謝野 馨君 伊藤 茂君
野口 幸一君 平林 剛君
柴田 弘君 和田 耕作君
義輪 幸代君 小杉 隆君
財政制度に関する小委員長 小泉純一郎君
金融機関の週休二日制に関する小委員 麻生 太郎君
相沢 英之君

金融機関の週休二日制に関する小委員長

今枝 敬雄君 粕谷 茂君
熊川 次男君 白川 勝彦君
中村正三郎君 藤井 勝志君
与謝野 馨君 大島 弘君
佐藤 觀樹君 塚田 庄平君
鳥居 一雄君 玉置 一弥君
正森 成二君 小杉 隆君

昭和五十七年二月十日(水曜日)
午前九時四十五分開議

出席委員

委員長 森 喜朗君
理事 大原 一三君 理事 粕谷 茂君
理事 小泉純一郎君 理事 中西 啓介君
理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君
理事 鳥居 一雄君 理事 麻生 太郎君
相沢 英之君 熊川 次男君
今枝 敬雄君 椎名 素夫君
笹山 登生君 中村正三郎君
白川 勝彦君 平沼 越夫君
平泉 涉君 森田 一君
藤井 勝志君 山本 幸雄君
柳沢 伯夫君 戸田 菊雄君
与謝野 馨君 堀 昌雄君
野口 幸一君 木下敬之助君
柴田 弘君 正森 成二君
玉置 一弥君 小杉 隆君
義輪 幸代君

出席政府委員

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席府委員

大蔵政務次官 山崎武三郎君

委員外の出席者

国土庁長官官房 檜崎 泰道君
防犯企画課長 浅野九郎治君
農林水産大臣官 岡田 明輝君
房参事官 田中 道生君
農林水産省経済 岩淵 道生君
局保険管理課長 岩淵 道生君
農林水産省経済 岩淵 道生君
局統計情報課長 岩淵 道生君
農林水産省農畜 近長 武治君
園芸局農畜企画 近長 武治君
室長 松居 努君
農林水産省農畜 松居 努君
園芸局肥料機械 松居 努君
課長 松居 努君
農林水産省農畜 松居 努君
水産技術会議事 坂柳 迪夫君
務局研究開発課 坂柳 迪夫君
長 坂柳 迪夫君
氣象庁観測部産 尾崎 康一君
業氣象課長 尾崎 康一君
労働省労働基準 林 茂喜君
局補償課長 林 茂喜君
大蔵委員会調査 大内 宏君
室長 大内 宏君

委員の異動

二月九日

辞任

小杉 隆君

補欠選任

田島 衛君

同日

辞任

田島 衛君

同日

辞任

玉置 一弥君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

玉置 一弥君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同日

辞任

木下敬之助君

同外一件(矢山有作君紹介)(第二三七七号)
同(山本政弘君紹介)(第二三八八号)
同外一件(戸田菊雄君紹介)(第三〇一七号)
同(中西續介君紹介)(第三〇二二七号)
たばこ及び塩の専売制度維持に関する請願(粟山明君紹介)(第三四九号)
専売事業制度に関する請願(小沢一郎君紹介)(第三五〇号)
同月八日
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払い下げ等に関する請願(石川要三君紹介)(第三六四号)
同(小澤潔君紹介)(第三六五号)
同(越智通雄君紹介)(第三六六号)
同(天塚雄司君紹介)(第三六七号)
同(石原慎太郎君紹介)(第三六八号)
自動車重量税の還付に関する請願(奥田幹生君紹介)(第四六七号)
同(佐藤文生君紹介)(第四六八号)
同外一件(坂本三十三次君紹介)(第四六九号)
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処遇改善に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第四七〇号)

税制改革に関する請願(阿部末喜男君紹介)(第四七一七号)
同(井岡大治君紹介)(第四七二二七号)
同(市川雄一君紹介)(第四七三三三号)
同(金子みつ君紹介)(第四七四四四号)
同(北側義一君紹介)(第四七五五五号)
同外一件(北山愛郎君紹介)(第四七六六六号)
同外一件(新盛辰雄君紹介)(第四七七七七号)
同(田邊誠君紹介)(第四七八八八号)
同(西中清君紹介)(第四八九九九号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第四八〇〇〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第七号)

○森委員長 これより会議を開きます。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会で御協議願い、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました次第であります。

まず、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本起草案は、昭和五十六年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであります。

初めに、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととしております。

次に、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に、事業用の固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約十二億円と見込まれております。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○森委員長 本起草案に関し沢田広君から発言を

求められておりますので、これを許します。沢田広君。

○沢田委員 ただいま委員長から御提案のありましたいわけの水田利用再編奨励補助金の課税特例法案について、この際、一言申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、この種の課税特例法案につきましては、昭和四十五年からの米生産調整奨励補助金、昭和四十九年からの稲作転換奨励補助金、昭和五十一年からの水田総合利用奨励補助金、昭和五十三年からの水田利用再編奨励補助金など、それぞれの時代の政策要請に応じて変化した補助金に対し、一貫して当委員会提出の法律案として立法し、課税の軽減措置を講じてまいったところでありました。

しかしながら、私どもがこの種の課税特例法案を立法いたしましたも、政府においてこの法律の執行による政策効果の実態を十分に把握されていないと思える現状にありますことはまことに遺憾であります。

この際、委員長におかれましては、政府に対し、本法案成立後、この措置による政策効果の実態調査を行い、その結果を当委員会に報告するよう求めるべきであると思いますが、委員長の御見解をお伺いしたいと存じます。

以上であります。

○森委員長 ただいまの沢田委員の御意見は十分理解できるものであります。御趣旨に沿って、調査の上報告するよう当局に要望いたしたいと存じます。

この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○森委員長 お諮りいたします。本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)
○森委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○渡辺国務大臣 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十六年度におきまして、東北、北海道地方を中心として低温、暴風雨等による水稻、バレイショ、リンゴ等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金の支払いが著しく増大するた

め、これらの勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みであります。この法律案は、これらの勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百二十万二千円、果樹勘定に百六十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、これらの一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定または果樹勘定におきまして、決算上の剰余が生じ、この剰余から再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余がある場合には、それぞれこれらの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 ただいま提案のありました二法案について、質問をいたしてまいりたいと思っております。

まず最初に、これは農林省の資料であります。昭和四十八年度から五十二年度までの五年間の農林水産業の被害状況を見ますと、農作物は四十八年が九百二十七億、四十九年が八百七十六億、五十年が九百九十九億、五十一年が五千三百五十二億、五十二年が四千億、その平均が一千八百三十億。その他の産物の場合は、四十八年が四十七億、四十九年が四百九十六億、五十年が二百六十六億、五十一年が百九十九億、五十二年が三百七十六億、その平均が二百五十九億、

その他施設関係等を含めると、合計で年平均が四千二百七十六億円の被害をこうむっております。さらに、農林水産業の資料によりますと、五十三年に農作物だけの被害が二千九十四億、五十四年度が一千八百九十六億、五十五年度が七千八百三十六億、五十六年度が五千三百三十四億、五十七年度が五千六百億、五十八年度の被害の大部分、これは水稲が被害をこうむっております。

災害の状況を見ますと、ことに北日本、北海道、東北等々は、豪雪あるいは台湾の低気圧などによる暴風雨、晩霜、降ひょう、干ばつ、集中豪雨、台風、冷害など、ほかに塩害とか地震による高潮、山火事など多数に及んでおるわけでございします。こういったことは全国各地にいつどこで起きるかわからぬ、こういう状況だと思っております。ですから、当然国、地方自治体では、国土保全あるいは災害の予防あるいは科学技術の研究、災害復旧対策、発生時の応急対策、財政金融措置を含めて、もろもろの基本対策等もやっておりますけれども、いまだにまだまだの感がするわけであります。

こういった問題に対して、国土庁としては基本的にどういう防災対策というものを持っておりますか、その点をひとつお聞かせください。

○橋崎説明員 災害を防止いたしまして国民の生命財産を守ることは国政の基本であると私も承知いたしております。関係各省庁におきましても、災害につきましても、施策の面におきましても予算の面におきましても重点的に配慮をなされておる、こういうふうな承知いたしております。

○戸田委員 基本対策についてもう少し具体的に、防災のウェイトはどこに置いているのですか、その内容について少し触れてください。

○橋崎説明員 予算の面からその重点的なものを見ますと、やはり治山治水等の国土保全事業が相当のウェイトを占めておるわけでございします。ちなみに五十六年度の防災関係予算について見ますと、国土保全が一兆二千二百億ということ

ございまして、防災関係全体の予算が二兆九百七十億ということになります。六割程度を占めておるわけでございします。そのほか、防災に関する科学技術の研究、それから災害予防、それから災害復旧、そういった面につきまして重点的に配慮をいたしておる、こういうこととございします。

○戸田委員 本題でありませぬから、次に進みます。

ことに農水省に質問するわけでありますが、東北地方は二年連続災害を受けておるわけですが、農作物に対する災害というものを克服するため、農水省としてはどのように具体的に処置策を持っておりますのか、その中身が一つ。

それから、五十七年度の農林水産省の防災関係予算があるかと思っておりますが、その二つを御説明願いたいと思っております。

○坂柳説明員 御説明申し上げます。

私どもの方では、気象災害に対しますところの試験研究を担当しております。そういった面につきまして御説明申し上げます。そのうちでございますが、御案内のとおり、東北地方等におきましては国の試験場があるわけでございしますが、そういった国の試験場とそれから関係する県の試験場と連携をとりまして、いろいろな気象災害対応の試験研究に努力をいたしておるわけでございします。概要につきましてはそういうことでございします。

○戸田委員 農水省の防災関係予算の内容を見ますと、五十七年度は五千六百七十八億四千三百万円。内訳で、灌漑技術の研究、これが四億四千五百万円、災害の予防が三十三億三千七百、国土保全が二千六百四十六億九千九百万、災害復旧等、これが二千九百九十九億六千九百万、その他ゼロ、こういう状況になっておるわけであります。

五十四年度の実績と五十七年度の予算見込みを見ますと、これは災害ですから少なれば少ないほどいいのだと思うのですが、実際はなかなかそうはいかない、こういう状況だと思っております。

りますが、これですと、ことに灌漑技術の研究、これは四億四千五百万見当しかつていない。五十四年度は約六億をつけていますね、実績として。中身としてどういふことをやっているかときにも聞いたのですが、そうしましたら、品種改良とか各般の研究をいろいろやられておる。だけど、現地に行ってみますと、やはり金が足らなくて思うような研究ができないというのが実態なんです。ですから、結局冷害その他に対応できないということが多く出ているのです。

たとえば水稲、果樹、そういったものに対する干害、雪害、そういう予防の品種改良研究その他いろいろやられておるわけですね。この辺の中身については一体どういふふうにお考えですか。

○坂柳説明員 先生御指摘ございましたように、私どもといたしましては、かねてからいろいろな形で、たとえば品種改良でございますとか、そういったことをやっております。その中で、最近におきましていろいろな気象災害の多発傾向等に対応いたしまして、特に東北地方を対象といたします研究といたしましては、昭和五十五年度から五十七年度の予定で、東北地方におきましますやまぜ風に関する研究というものを現在国と県が力を合わせて推進をしておるわけでございします。それから五十七年度からは、これはまだ計画で、予定でございますけれども、あいつたやまぜ風の常襲地帯の営農の安定という観点に立ちまして、畑作物を中心といたしまして総合的な研究に取りかかりたい、こういうことを考えておるわけでございします。

関係の県といたしましては、岩手県でございますとか宮城県でございますとか青森県、その辺が中心になっておるわけでございしますが、そういった各県のいろいろな研究所、試験場がございます。そういうところと私どもの方の東北農業試験場が共同で冷害に強い作物の導入とか栽培技術の確立、こういうことに取り組む予定にいたしております。そういうこととあわせまして、技術の指導その他につきましても十分心がけ

てまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○戸田委員 畑作用の作物の各種の研究、これは後で私も触れてまいりますが、水田利用対策でもって減反政策がある。

僕のいまの記憶じゃ、減反が全国的に平均で大体八割ぐらい。宮城の場合は米どころですから若干下回って、平均一〇％まできてないと思うのですがね。しかし、いずれにしても、農林水産省が指示する転作目標、品種、麦とか大豆とか、こういうものを減反してつくるということになりますと、これは輪換作できる土地整備でないといけないので、これはだめです。そういうことになりまして、宮城県ではいまわずかに一八％です、灌漑排水その他やって、基盤整備ができて輪換作できるのが、だから、大多数はだめだということになってるのです。

だから、いま言った基盤整備、転作用品種の改良等、こういうものをあわせて国としてやっていかなければ成功しないのじゃないかというふうに私は考えるのですが、その辺はどうお考えですか。

○近長説明員 ただいま先生御指摘のように、全国にわたりまして稲作から他の作物への転作を進めてきております。

ただ、転作を進めていくに際しまして私も留意しておりますのは、全国単純に、一律に転作をするということではございませんで、やはり基本的には、日本農業の姿がなるべくその土地条件に合ったように進むということが重要なことだと思っておりますので、たとえて申し上げますと、転作目標の全国への配分に当たりますとも、いろいろな要素を配慮いたしまして、宮城県でありますとかあるいは新潟県のような米どころとその他の地域とは転作目標面積においてある程度の差がついている、それが一つでございます。

それから、転作を定着さしていきますには、いろいろ重要な問題がございますが、一つはどうしても農業生産基盤の整備でございます。やはりい

ままで灌漑農業を中心にしてきた日本の農業でございまして、そこに麦とか大豆などの畑作物を入れるということとはなかなか容易でないわけでございますので、そういう条件を整備していく。それから転作物におきまして、当然のことながら、品種その他農業面での技術的な問題を説明していかねばいけません。こういうことを総合的に考えながら、かつ全国の農家の方の御協力も得ながら進めていきたい、かように考えております。

○戸田委員 これは後で触れますので、ここでは割愛しますが、ぜひいま言ったようなことで両面から整備に向かって努力をしていただきたいと思うのであります。

次に、災害の予防ということがあるのであります。主として食糧の備蓄とかそういうものが入るのでしようが、この中身はどういうものでしょうか。

○佐野憲政府委員 ちよつとお尋ねの点がよくわかりかねたのですが、災害の予防……

○戸田委員 災害予防費として三十六億三千七百万の予算を組んでおられるのです。恐らくこれは食糧の備蓄あるいは災害発生時の応急対策用で各般の資材を備えておくのだと思うのです。その中身をちよつと教えてもらいたい。

○橋崎説明員 いわゆる防災関係予算で災害の予防といたしまして取りまゝとっておりますのは、災害用の資機材でございますとかそれから防災関係の施設、国土保全関係の施設を除きました通信施設でございますとか、そういった施設の整備の事業あるいは学校を地震に耐え得るように補強する事業、そういったものを災害予防としてまとめております。それで、治山治水等の事業も災害予防ではございませうけれども、事業の性格上、これは国土保全という形で取りまゝとめておる、こういう次第でございます。

○戸田委員 これはきのう聞いて実は内容はわかつてはいるのですが、私はどうもちよつと心細いので、それで再度質問したわけです。

来年乾パンが二十六万食。それからほかに、米はもう余るくらいあるから、過剰米その他はこういうことで米の備蓄はやってないようです。それから木材が二十億円分、これは具体的には住宅用だ、こう言うのです。住宅関係はいいにいたしまして、食糧関係ですね。乾パンだけで一体間に合うのか。乾パンを二十六万食、いままでの実績に比べていろいろはじき出しているのではありませんけれども、米は一般の倉庫にそのままだとつりあふ、いつでも持ち出せる状況だ、こう言っているからそれはいいのですが、この辺はどうでしょう。

○橋崎説明員 食糧の備蓄というのは主として非常災害時を想定して備蓄がなされておる、こういうことでございまして、いま先生御指摘の乾パン、農水省での備蓄かと存じますけれども、国として農水省でそういう施策を進めておられるということでございます。

ただ、備蓄は国だけではございまして、各自治体におきまして、それぞれ県あるいは市町村の段階である程度の備蓄を進めておる。それは災害対策基本法で地域防災計画というものを自治体がつくることになっておまして、その計画に基づいて、乾パンに限らず食糧あるいは日用品等の備蓄を進めておる、こういう状況でございます。

○戸田委員 いずれにしても、こういった災害が発生すれば対策本部というものを鈴木総理大臣を本部長にしましてつくられる。各省でいろいろな角度からやっておるわけですが、農林省の場合に、ことに食糧関係の補てんが私は最大のねらいになるだろうと思ふんです。それは乾パン二十六万食だけで、あと米はあるから——場合によってはチーズとかバターとかそういうものも含めて考えていくのが、これからの近代生活に対する対応じゃないか、こういうふうに考えるのです。その辺もう少し検討されて充実をしてもらうたらどうかという気がするのですが、どうでしょう。

○橋崎説明員 乾パンというのは災害が発生した場合の本当に緊急の二、三日をつないでいくという

うのが一つの使命であろうかと思うわけでございまして、災害発生当初の一週間ないしは十日ということが援助の期間だと考えられるわけでございます。そこで一日、二日をつないだ後はやはり食糧としては米であろう。その米は政府倉庫に相当量備蓄されておるわけでございまして、それを活用していく、あるいは被災地の中でそれが確保できなければ被災地外から急速持ち込む、こういったような計画でおるわけでございまして。

○戸田委員 これは大蔵省にも質問しておきたいのであります。科学技術の研究費ですね。五十四年と比較して五十七年、三年後の予算を見ますと逆に減っているということがありますね。

これは、今日の行革がらみの各省一割カット、こういったものも影響しているのかもしれないけれども、しかし、いずれにしても、これは一年や二年で研究完成なんというものはとても望めないのですから、長期の年限そういうものに対してはやはりある程度金は使ってもいいのじゃないか。それが証拠に、今次五十七年度予算ではエネルギー対策費、主として原発が中心になっているようでありまして、こういうものもあわせて含めて、研究開発を含めて相当な予算を取っているだろうと思うのです。だから各省の問題について、こういう問題については予算査定その他の段階において余りきつくないで、それぞれ条件に応じて使うところには金を使っていく、こういうことが必要ではないかと思うのですが、その辺の見解はどうでしょう。

○西垣政府委員 五十四年と比較して五十七年の予算の姿というのは、私いまちよつと手元に資料を持っておりますが、基本的な考え方としては、私も財政当局といたしまして、必要な品種の改良等、いま先生御指摘のありましたような冷害対策のために耐冷性品種、つまり冷たい気象条件にも強いような品種を開発することが重要であるということは十分認識いたしております。また、これがお金を出したらすぐできるというのではなくて、研究開発、技術開発の期間とし

て相当長期間を要するというのもよく承知をいたしております。

こういった考え方に基きまして、従来からも冷害関係の試験研究を実施し、また助成しておりますが、先ほど農林省からお話がありましたように、五十七年度におきましては、特にやませ常襲地帯における安定生産技術の開発という技術開発に着手することといたしております。具体的予算額は五十七年度二千六百万円でございまして、これが第一歩でございまして、今後とも、財政事情は非常に厳しいわけでございまして、冷害関係の技術開発の重要性、緊急性に十分着目をいたしまして、限られた財源の中で予算の重点的な配分に努めていきたい、かように考えております。

○戸田委員 国土保全関係ですけれども、予防治山あるいは復旧治山、地すべり防止、防災林造成、保安林整備、海岸保全事業、地盤沈下等、これが主になつておられるのですけれども、五十七年度の主要方向はどういう状況になつておりますか、何カ所くらいやられる状況ですか。いま私が読み上げた主要な各種の整備、そういったものに対して、予防治山でどのくらい、復旧治山でどのくらいとか、どのくらいやられますか。

○橋本説明員 国土保全関係の五十七年度予算案におきまして、建設省関係の河川事業でございまして四千五百億、ダム事業二千八百億、砂防事業一千六百九十億、それから農水省関係で申しますと、農水省関係の林道の災害復旧四十五億、農地農業用施設の災害復旧六十億等々となつております。

○戸田委員 ことに災害等大洪水その他でもつてたんぼが流失をしたとか何とか、いろいろありますね。こういうものは急いで復旧対応措置をやつていただかないと、農村としても次年度の作柄に大変影響しますが、大体全国的にそういうことは解消していると思うのですが、その状況はどうでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 申しわけございませんが、

その点は構造改善局が担当いたしておりますが、本日出席いたしておりますので、後ほど御説明に参上させていただきますと思ひます。

○戸田委員 災害発生時で予定された予算よりオーバーする場合は多分にあるわけですね。そういうものだと私は思ふのです。ですから、災害が発生したときには被害その他に対しても復旧対策をできるだけ迅速に加速的にやりやつてもよろしい必要があるだろうというふうに考えます。そのことを今後の努力目標としてお願いをして、次の質問に移りたいと思ひます。

各種共済の問題ですが、果樹とか豚、畑作物、園芸、こういった新事業の講習、研修、これはどういふように行われていまして。

○佐野(宏)政府委員 共済団体の役職員の資質の向上を図りまして制度の適正かつ効率的な運営を期するため、役職員に対する研修、講習を従来から拡充強化してまいつたところでございまして、その際、ただいま先生御指摘がございましたような新事業共済事業の研修、講習には特に重点を置いておまして、五十六年度から、従来の研修項目に加えて新しく試験研究機関派遣研修を実施いたすことになつておまして、五十七年度の予算案におきましては、各種の研修、講習を実施する経費といたしまして三千二百万円を計上いたしております。

○戸田委員 昨年も国会等いろいろ議論をされたところですが、ことに園芸とか果樹共済、こういったものに対する組合加入の割合というものが余り進んでおられない。一たん改正をしまして促進整備強化、そういったことで取り組んでおられますから最近では少しいたことでありますが、それでも果樹共済の場合三〇％くらい、その程度じゃないかと思ふのです。樹木関係についてはもうほとんど加入してないのが多いようでありまして、いづれにしても、これらについては農水省も大分努力をされて今日までやつておられると思うのであります。さらに牛や豚、こういったものの加入率は農水省の統計で見ましても、牛の場合で

すと加入が二百九十四万頭、加入率が七七％です。ね。豚が種豚の場合が二十七万頭、肉豚が八十四万頭、種豚が二一％、肉豚で九％と、大体こんな状況ですね。ですから、どうしてもこういった新共済に対しては研修、講習等をやはり積極的に進めて組合員の多くの加入促進、こういったものをやつていかなければいけない、ここ何年か努力する状況になるのだらうと思うのですが、何かもう少し抜本的にそういうものに対する加入促進の方策として考えられておる対策というものはありましようか。

○佐野(宏)政府委員 ただいま御指摘のございました加入促進問題でございまして、私も同様にしましては、加入促進の問題が特に緊要の課題になつておるというのは果樹共済の分野であるといふふうに考えまして、先般御審議を煩わしました果樹共済の法律改正におきまして、加入促進の見地から、無事故割引でございましてとかあるいは特定の栽培方法をとりおまして農業者についての負担軽減措置等を取りまして、特に優秀な技術水準を持つております専門的な果樹農業者の加入を促進するところと重点を置いて制度改正をお願いいたしましたところとございまして、私も同様にしましては、加入促進問題が一番緊急を要する果樹共済につきましては、先般そういうことで制度的手当てをお願ひいたしましたので、その一層の普及拡充を通じて、所期の成果を上げていきたいといふふうに考えておるところでございまして。

○戸田委員 農災法に基づく各種共済は七共済あるわけですが、これらに対して国の助成措置があるわけですね。

一つは財政資金の交付、税制上の優遇措置、特別融資制度等々から各般の助成体制というものをとつておるわけでありまして、ことに財政資金の交付の中で共済掛金と事務費の国庫負担、これが私は基本的な助成体制だと思ふのであります。補完的には補助金とか交付金をさらに出しておるわけでありまして、こういった中で事務費、これは現地では大変苦勞をされて、ことに災害発生時等

における各般の実測調査、その他いろいろやられておるわけでありまして、こういうものに対して、率直に言つてもう少し助成体制をふやしてもええないか、こう考えるわけですね。

ことに農林省の資料によりますと、現在の農業共済事務費評価委員数及び手当総額、補助総額等々と資料をいただいたのであります。連合会の場合、損害評価委員は総数で六百七十人おられます。手当総額がわずかに一千万です。補助総額が五百万、合わせて一千五百万。それから損害評価員、これは全国で二千九百一名おるわけですね。手当総額は二千百万、補助総額で一千九百万、合わせて四千九百万といふところですね。それから組合等に対する損害評価委員、これは全国で三万七千八百八十八名、手当総額で六億三千九百万、補助総額二億五千万。損害評価員二十一万五千五百二名、手当総額は十六億八千万、補助総額で四億三千九百万。共済連絡員というのがあります。十九万九千九百一十一人、手当総額が十五億七千八百八十八万、補助総額三億九千八百八十八万。これを合算して、手当総額で三十八億九千八百八十八万、補助総額が十億三千四百八十八万、こういったことですね。これを大体目算で割つてみますと、一人当たり年間三千円見当にしかならない。全くの無条件奉仕ですね。

そういう関係で、さらに、評価結果について連合会と国の評価が違つたりなんかして大変な問題になつた。五十五年もそうだし、五十六年もそうです。ですから、そういうものをなくすために農水省としては四項目の指導通達を出して、そしてことしはそういうことが功を奏して、連合会と国の評価に対する不統一というものは全くなかつた、こう農水省は言つておられるわけですね。だから、そういう実測導入や調査の導入をやつたりなんかして、いろいろないわば人的活用をやつておられるわけですから、それを年間三千円というのは私は余りにも問題にならぬと思うのです。こういうものについてもう少し納得できる線、いま急に一人当たり何万円よせ、こう言うのではないのです

けれども、そういう面についてどう考えますか。
 ○佐野(宏)政府委員 御指摘の損害評価員及び共済連絡員の手当の問題でございまして、私どももいたしましては、この種の仕事をやっていただくのは、何と申しますか、農業者相互間の相互扶助的な意味での善意に期待しておるという面がございまして、純然たる賃金とかそういう性格の金額をスタンダードに置いて考えるべきものではないというふうに思っているわけでございまして。
 ですから、そういう意味では、日当として見て幾ら何でも低いじゃないかという御議論もあらうかと思いますが、農村の地域社会の中での相互扶助的な機能という側面を持っているもの、そういう認識がございまして、一つ申し上げておきたいと思ひます。とは申しまして、確かに従来の損害評価員手当、共済連絡員手当の水準は問題があると思つておりました、五十七年度予算案につきましては、この手当の単価を八%アップしたところで計上をいたしておるわけでございまして。そういう意味では、私どもも適切な改善には心がけておるつもりでございまして。

○戸田委員 これは事務費のアップばかりではありませんが、社会保険料の国庫負担金ですね、こういう問題に対しても、職員は普通の場合よりも掛金率は少し多くなっていると思うのです。だから、こういうアンバランスを解消するためにも少し考えていく必要があるんじゃないだろうかというふうに考えます。
 この事務費手当を今回は八%アップしたということですが、今後五年なら五年の中で妥当と思われる、常識的に考えてまああのくらいならやむを得ぬというような程度までは漸次上げるべきだと私は思ふのです。ことに評価員は、災害が発生して実測でもつて行つたりなんかすると家庭の人にも血眼なのですから。そういう中で夜も寝ないで調査結果を整理をしたりしてやっているわけですから。八%といつてもわずか二百四十円でしょう、上がつて、三千二百四十円なんという

のは、いまちょっとパートに行つたつてむずかしいのじゃないでしょうか。それも一回のみならず何回もやられるわけですから、稼働日数からいってたら相当莫大なものに上るのです。ですから、これはぜひひとつ検討してアップの方向でいつていただきたいと思います。

それから、職員の社会保険料の国庫負担金の問題ですが、これはどうですか。

○佐野(宏)政府委員 この点は、本年度まで千分の四十九でございしたものを千分の五十四・五に引き上げるといふことで五十七年度予算案に計上いたしております。

○戸田委員 それから次に、共済制度そのものの改善についてひとつお願いしたいのですが、農作物共済の支払いは、これは引受方式のもとに大体次のような算出方法でやられてゐるわけですが、農災法の百九条第一項から第三項までですが、一つは一筆方式、耕地基準収量量の百分の三十、それから半相殺農方式、農家の基準収量量の百分の二十、全相殺農方式、これは百分の十、こうなつてゐるわけですね。これを実損害に比例して比例で補方式といふことで、損害を受けたら全部そのとおりやつていくのだ、補償するのだ、こういうところの改善措置がでないかどうかがどうでしょう、見解をひとつ。

○佐野(宏)政府委員 現在のいゝゆる足切りの制度が設けられております基本になる考え方は、何しろこの農業共済制度は膨大な国費の負担を伴うものでございまして、ごく軽微な被害までそういう制度でカバーをするといふことはいかにものであろうか。逆に申せば、ごく軽微な被害については農家がみずからの経営の内部問題として対応をしていただくべき筋合いのものではないかという考え方が一つ、もう一つは、農業者の自衛努力によつて防止可能な災害までこの制度でカバーされることになるということもまた、巨額の国費の負担を伴う制度でございまして、そういう事態は回避しなければならぬ。おおよそいま申し上げましたような二つの考え方に由来するもの

でございまして、そういう意味で私どももいたしましては、この足切りを設けておる基本的な考え方自体はにわかには放棄したいというふうには感じておるわけでございまして。

一方、しからば農家の側から見ましてどうかといふことでございまして、ただいま先生御指摘のような補てん方式にいたしますといふことになれば、当然その共済掛金率も引き上がるわけでございまして、共済組合の損害評価のコスト、事務費等も増大するわけでございまして、ごく微細な災害までカバーしようといふメリットを享受するために、共済掛金の引き上げとかそういう負担を受け入れることが得策であらうかといふことが、これまで農業者の立場から見ても一考を要するところではあるまいかといふふうに思つておるわけでございまして。せつかくの御指摘でございまして、前向きのお答えをいたしたかねるの心苦しく存じておりますが、足切りといふ基本的考え方自体は、私どもとしてはどうも捨てがたいといふふう感じております。

○戸田委員 この点は真剣に考えていただきたいと私は思ふのです。
 私は確かな資料をいまこへ持つてきていまして、農家の農業所得、これは全国平均で総体の四〇%そこそこではないでしょうか。あとはほとんどが農外収入ですね。ことに東北の農家といひますと米作一本やりですよ。あとはほとんど出稼ぎその他、こういうことで収入を得て生活をしてゐるという状況ですから、そういう状況の中で一割にしても二割にしても米収の減があると、これは家計に及ぼす影響は大変なんです。

たとえば、五十五年、五十六年と二年災害でやられました、三本木という人口一万人までいかないうち小さな町がありますが、こゝで米だけで六億減収です。だから地域経済はもう冷え切つてしまつて、雑貨商なんか畳む店もところどころに出てきてゐるという状況です。そういう点では東北は全国に比してひどい状況なんです。だから、一割でも何でも被害をこうむつたものについては

制度上の適切な保護政策というものが必要だといふふうに私は考えるのです。

そういうことですから、いま局長が指摘されるように、こちら全体を拡大していけば、支給の範囲を拡大していけば、それは保険制度ですから当然それに見合う掛金といふことになるかもしれない。私もその点の計数はまだはいてみませんけれども、しかし、いままでも政府はそれぞれしかるべき国庫負担、掛金をやっておるわけですね。水稲の場合でも四%を超える部分については七〇%、以下三%から四%、二%から三%、一%から二%、一%以下、六五%、六〇%、五五%、五〇%といふふうな段階方式でやられておる。だから、これは相互分担方式で、できるだけそういうものの掛金率が多くならないような何か精査、検討をやつて、できるだけこういつた比例で補方式に移行して、損害が出た場合には全体これは責任持たすよ、こういう方式の制度に少しでも改善、検討していけないものだろうか、こう考えるのですが、どうでしょう。

○佐野(宏)政府委員 先ほど農業共済制度に足切りが設けられてゐる由を申し上げましたが、実は、足切りの発想法は農業共済制度だけではございせん、たとえば天災融資法の資金でございましてとか自作農維持資金とか、こういうものも、いかに軽微な被害でも被害があれば融資するといふ制度になつておるかといふと、そういうことにはなつておらないわけでございまして、一定以上の深さの被害があつた場合に天災資金が借りられる、自作農維持資金が借りられるといふことでございまして、いろいろな災害対策をおしなべて見て、幾ら軽微な被害でもいやくも被害があればめんどろ見るといふふうには通則的に言つてなつておらないといふことがございまして。

それからもう一つは、先ほど農業者の側から見ると掛金のアップとの対比で得失いかんという問題が一考を要するといふ点につきまして、ただいま先生から、国庫負担の問題も含めて農業者の負担がふえないでそういう制度を工夫する余地がない

制度上の適切な保護政策というものが必要だといふふうに私は考えるのです。

ものかという御指摘がございましたが、その点につきまして、現下の情勢のもとでの私の率直な感想を申し上げさせていただきますと、実は、私どもの局では目ぼしい予算と申しますと、農業共済の予算、農林年金の予算、農業金融関係の予算というところでございまして、ゼロシーリングの中でどうやって帳じりを合わせるかというのは四苦八苦いたしておるわけでございまして。天から財源が降ってくるわけではなくて、私の局の中で財源を捻出しようとするば、農林年金を削るか農業金融関係の予算を削るかしない農業共済の予算が捻出できないわけでございますので、そういう状況のもとで、どうも国庫負担の増高を招来しかねまじき制度改正を検討するということはおおよそ至難のわざであるというのはいまの偽らざる心境でございます。

○戸田委員　なかなか困難だという見解ですが、これはぜひひとつ今後重要な研究課題として検討していただきたいと思うのです。要望しておきたいと思ひます。

次に、園芸施設共済の事業の責任分担、これを明らかにすべきだと思ふのですが、この点が一つ。

それからもう一つは、家畜共済の掛金の国庫負担。牛、馬の場合は五〇％負担ですね。ただし豚は四〇％。これは、牛、馬は背が高いから、豚はまだちやつこいから少しあれしろ、こういうことかもしれないが、豚も牛、馬並みに国庫負担を同率に引き上げてはどうか、こういう見解であります。これはどうですか。

○佐野(宏)政府委員　まず最初に園芸施設共済の責任分担方式の問題でございまして、この問題につきましては、園芸施設共済の五十四年度の本格実施以来、五十四年度、五十五年度と連年わたる各地に被害が多発いたしまして、その結果、一部の農業共済団体で園芸施設共済に相当の不足金を生じたという事態がございまして。また、そういう中で共済金の支払いが多額であったのに対して、支払われた再保険金が比較的少なかったため

に、現在の再保険方式が問題があるのではないかと、このような御批判があることも私ども承知をいたしております。

私どももいたしまして、このような御批判に対して耳を傾けておらないわけではないわけでございまして、当面とり得る措置をいたしまして、五十六年度から通常事故に係る再保険金支払い開始割合を従来の五割から三割に引き下げるというようなことをやってみようというわけでございまして。これだけで問題がけりがつくかということであるうかと思ひますが、飼分の種の問題につきましては、保険設計上の費用の整備状況というような問題もございまして、どういふ改善措置が工夫し得るかというのをなかなか、頭で考えさえすればいい制度が工夫できるというのではないという側面がございまして、せつかく合理的な責任分担方式の確立を図るために、五十六年度、各共済事業の責任分担のあり方につきまして学識経験者の御検討を煩わして調査研究を行つておるところでございまして、しばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

それから、豚の共済掛金の国庫負担割合でございまして、これは先生御高承のとおり、近年共済掛金の国庫負担割合の改善を図りましたのは、主として畜産関係を中心に共済の国庫負担割合を引き上げてきたわけでありまして。その歴史は先生御高承のとおりであると思ひます。それで、現状につきましていろいろ御議論があらうかと思ひますが、ともかくこゝまで引き上げてきて、そこから先どうするかということになりますと、率直に申し上げてよほど慎重な検討を要するところであるというふうな思つておりますが、畜産政策の動向及び家畜共済の加入状況を見ながら検討をいたしていきたいと思つております。

○戸田委員　前段の園芸施設等の共済の問題ですが、いま三共済は必須事業として事業主体がはっきりしてやられていて、漸次必須事業に持つていくことが加入率も自動的に促進される根本問題ではないかと私は考えるわけです。ぜひいまの回答

のようにひとつ御検討願いたいと思ふのです。

それから、豚の方が四〇％で、私がさつき数字を発表しましたが、数も少ないことは確かに少ないですね。これはいまの日本の経営実態というのは、私の方ですと、宮城県ですが、じいちゃん、ばあちゃんの小遣い取りで五頭ぐらい豚を飼つてというようなものが非常に多い。言つてみれば零細企業というか家内工業的なもの、そういうかっこうでやられていて多いものから、比較的那ういふ点で浸透していないものもあると思ふのです。だけれども、これはやはり共済を設定して今後拡大をしていかなければならないわけですから、そういうことになれば、基本の掛金の問題で牛、馬同様に持つていくことが自後の共済事業そのものの拡大につながるのではないかと、この気がします。これもひとつ十分御検討願いたいと思ひます。

次に、時間がなくなつてきましたから、要点だけ質問したいと思ふのですが、五十五年十一月閣議決定の農政答申「農産物の需要と生産の長期見通し」これによりまして、大体昭和六十五年を目標として一定の水田利用再編対策による生産調整計画というものを確定してあります。時間がながいので、一応農林省の資料に基づいて私の方で発表しますけれども、この生産調整面積七十六万ヘクタール、麦転作が大体十一万ヘクタール、大豆が十五万ヘクタール、特定作物、大豆、麦類、飼料など、この計が五十万ヘクタール。野菜が八万ヘクタール、永年性作物が四万ヘクタール、その他十三万ヘクタール。飼料が二十四万ヘクタール、これは上に入ります。こういうことで七十六万ヘクタールの減反をやるといふ生産調整はびちつと決まっているわけですね。決まっているけれども、それに加えて、農業政策の転作、そういう面の合理性を持たせるために一定の転作奨励金を支給してやるわけです。これは五十六年十一月の農水省の「転作の現状」その中の十一ページにあるのですが、時間がありませんから額は読みません。

いずれにしても、こういうことになつてくるのですが、私はこれは賛成なんです。行革がらみで情勢はいろいろありますよ。しかし、転作をして土地基盤整備その他の十分さからさつき言つたような状況なんですから、こういうものがなければ農村は死んでしまうのです。だから、そういう意味合いにおいてぜひ本問題については、前途十年あるわけですね、やられていくわけですから、今後ともこういうものは継続をしていただきたいと思ふのですが、その見解をひとつ。

○近長説明員　御質問の水田利用再編対策でございまして、お話しのように、米の大幅な過剰基調、こういう問題に対処しながら、農業生産の姿を必要の動向に安定的に対応できるように、そういうものにしていきたい、それがひいては日本の総合的な食糧の自給力の向上に役に立つ、こういう考え方でも進めておられて、現在、昭和五十三年を初年といたしますおおむね十九年の計画で水田利用再編対策を進めておられるわけでございまして。この水田利用再編対策は、やはり農家の経営を安定させるということが非常に大事でございまして、幾つかの期に分けて実施するということで、いま、昭和五十六年度から五十八年度までの三年間を期といたします第二期対策を進めておられるわけでございまして。

それで、結局、この期ごとに奨励補助金を幾らにするかというところは、その状況におきまして米と転作物との間の収益性の動向あるいは転作の定着化の方向づけというようなことを基本として定めておられるわけでございまして。現在、臨時行政調査会の御指摘もございまして、それから一昨年の農政審議会の答申の中でも、「八〇年代の農政の基本方向」の中で「中核農家が中心の生産性の向上、米と転作物の収益性の望ましい方向への是正等により当面は必要とされいる転作奨励金への依存から次第に脱却し得る営農が定着するように努めていく必要がある。」というところでございまして。

私どもやはり、方向といたしましてはこの農政審議会の答申のとおりであるかと思ひますが、ただ、現在第二期を進めておりますので、第二期におきます奨励補助金につきましては、期を通ずるものとして定めたと考えておりますので、農家の経営の安定というようにもございまして、それから、現実に農家の理解と協力を得ながら進めてきている、こういうこの対策の精神もございまして、二期の間中はこれを維持する必要があるというふうに考えております。

しからば、第三期以降どういうふうに考えるかということですが、第三期以降の奨励補助金の水準とかどういう体系にするかということにつきましては、第三期がスタートする際におきましてお米の需給事情あるいは他の作物とお米との間の相対的な収益性、それからその時点におきまして転作の度合い、こういうようなものを総合的に勘案しながら定めていかなければいけないというふうに思ひますので、これにつきましては、その時点にまた十分御意見等を拝聴したいというふうに考えております。

○戸田委員 時間があと一分程度ですから、最後に、いまの問題について大蔵省の次長はどう考えるか、これが一つ。

それからもう一つは、転作奨励金というものの免税措置ですね。これはかねがね大蔵省の主張としては、所得税法からいってなじまないということとで、国会でもいろいろ論議をされて今日に至って、きょうのような処理になっているわけですが、私は、やはりこの免税措置についても、いまの事情等からいって当然やっつけざるべきである、こういうふうに考えておりますので、その二点を最後に次長にお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○西垣政府委員 第一点の、三期以降の転作奨励補助金の単価あるいはその仕組みにつきましては、ただいま農林省の方からお答えしたとおりでございます。つけ加えることではないと思ひますが、基本的には、農政審の答申や臨調の第一次答

申の趣旨をも踏まえまして、奨励金依存から脱却するという基本的な方向に沿ひまして対処したい、かように考えます。

それから第二点につきましては、まことに申しわけないのでございますが、ただいま主税局が退席しておりますので、お許しいただきたいと思ひます。

○戸田委員 終わります。ありがとうございました。

○森委員長 沢田広君。

○沢田委員 時間の関係上、順不同であります。まず大蔵省から。

この保険勘定で、大蔵省の再保険会計の再建の案というものは持っているのか持っていないのか、これはあるかないかだけお答えいただきたいと思ひます。

○西垣政府委員 先生の御質問は、恐らく果樹勘定の関係について御質問しておられるのだと思ひますが、果樹勘定につきましては、五十五年改正に基づきまして、五十六年度契約から改善の方向でということをお願いしているわけでございます。期待したとおりにいきますかどうか、これはもう少し見守っていかねばわからない問題でございます。その辺を見守りながら、所管の農林省とも相談をし、必要があれば必要な措置を講ずるということでもまいりたいと思つております。

○沢田委員 きょう配付された資料の中で、農業勘定と果樹勘定だけしか出ていないのであります。たとえば四十九年、五十年、五十二年、これは繰り戻しゼロということになっております。どういう理由でこの年度がゼロであったのか。全然ゼロというのが若干問題があるので、たとえば何億であるかは別問題として、可能性があったのではないのかというふうに思ふわけですが、ちょうどツレーになりましてという論拠はちよつと理解に苦しむ。

果樹勘定でいくと、五十二年、五十三年が、年間大体五十億——その当時五十億あったかどうか

は別として、五十二年、五十三年これがゼロ。これも理解に苦しむ数字なんです。いま回答をいただくとは思ひません。どういう理由でこのときにこの繰り戻しゼロであったのか、その点だけ。果樹勘定においては、一般会計への繰り戻し、これでいくと、五年、六年ずつとゼロというのが続いているわけですね。これが再建計画として果たして可能なかどうか。とにかく毎年ゼロが続いているという状況であるとすれば、勘定自体の体質の弱さ、こういうものにも通ずるのではないかと気がいたします。

ですから、これはいま回答を求めませんが、追って書類等で回答いただけるかどうか、その点だけお聞きをしておきたいと思ひます。

○西垣政府委員 先生も御承知のように、農業共済の考え方は長期的に収支が相償うという考えに基づいて設計されているわけでございます。

それで、農業勘定の稲の関係につきましては、五十五年、五十六年度はまことに異常な災害でございまして、それ以前の部分につきましては、一般会計の繰り入れ分は完全に繰り戻されているということと、それほど問題は無いのではないかと、このように思ひます。

それから果樹勘定につきましては、先ほど申し上げましたようになかなか収支が相償わないという状況で、五十五年度に改正を行ったところでございますが、その改正の効果が十分にあらわれるかどうかという点については確かに問題はございまして、その辺につきましては今後の推移を見ながら検討してまいりたい、このように思ひます。

○沢田委員 これは農林省であります。農業災害補償法の第一条には、農業者が不慮の事故によつて受ける損害を補てんをする、こういうことで法律の第一条の目的が規定されております。

ここで言う農業者とは、者というのはどう考えても人ですね、物質ではなくて人を指すのじゃないかと思ふのであります。そうしますと、農業者が不慮の事故によつて受けた損害を補償するということとは、農業者、農業従事者本人を含むものだ

というふうに解するのが私で言えば常識的だと思うのであります。含むものか含まないのか、その点御回答いただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 私どももいたしましては、農業災害補償法全体を通読いたしまして、この制度は物損を対象にする制度であるというふうに認識をいたしております。一条自体について文理的な解釈をいたしますれば、それは農業者というのにはまさに人間であるというのには先生御指摘のとおりであると思ひますが、この法律全体を通読いたしてみますと、これは物損を対象にした制度である。

しからば、人的な被害についてどうするかという問題でございますが、農業者の業務上の障害等を対象とした共済ないし保険の仕組みといたしましては、農業労働災害の補償について労災保険法の特別加入制度がございまして、そちらで対処していくことを相当とするというふうに考えております。

○沢田委員 だから、法律上の全体のためには農業勘定から果樹勘定、家畜勘定というふうに分かれていっておりますから、人災に対しての補償は全然法律の体系の中に入っていない。

しかし、この法律をつくった当初のこの農業共済の補償に当たっては、少なくとも農業者が不慮の事故に遭つて受けた損失を補てんするという目的でこの法律ができています。とすれば、農林省としては、少なくとも人を含めた農業共済に発展をしていく準備を今日まで、怠慢とまでは言わぬけれども、素知らぬ顔をしておつたということは少し怠慢であつた、結局怠慢だ、怠慢であつたというこのそしりは受けるのではないのか。その他の条文に入れないから、第一条に農業者と入れたのは何ゆえかということになれば、当初法律としては、農業関係の補償というものはすべてこの法律の中で考えていこう、こういうのが一つの前提であつた。たとえば、ダムが決壊して洪水になつて人が死亡する、こういうこともあると思うのです。そういうような状況を考えて、この法律の

たてまえとしては農業者個人の人の人災の補償も含める、そういう気持ちはあるのですかあるいは全然ないのですか、その点だけひとつお答えいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 立法の経緯も私もいろいろ調べてみたのですが、一条の書き方がこういうふうになっておりますのは、言うなれば立法技術上の問題としてこういう書き方をしたということではないかと、当時の記録を調べてみても、どうも人的損害まで含む災害補償制度に将来発展していくべき展望を持って一条をこういうふうにしたという痕跡はございません。

それで私もとしては、農業災害補償制度を人的損害も包括する制度に発展させていくということとは考えておりませんが、先ほど来申し上げておりますように、労災保険のフレームワークの中で対処していくことを相当とするというふうな考えでおるわけでございます。

○沢田委員 では、これは了承したわけじゃないですか。法律というのはひとり歩きするものではないから、今日の段階において、農業者が不慮の事故に遭ったということは、だれがどう考えても、それは外れていないのだということは、この言葉の中からは出てこない。だからその意味においては、この第一条をもし尊重するとすれば、人的災害もこれから検討していくということにならざるを得ないのではないかと思います、これは私の意見でありまして、今後やります。

そこで、全部労災の方に任せます、一步譲って入っていないと解釈します。では、現在農林省は、今日の農業従事者が、いろいろな機械化によって、昔のようないわゆる原始的な耕作の体質から今日大きく機械化になってきた、機械化になればなるほど労災的な災害を受ける条件は多くなってくる、その条件に対応する措置はとっておりますか。

○松居説明員 農林省といたしましては、農作業事故調査、これは特に農業機械を中心に農作業の

事故調査の結果を踏まえまして、特に重度な災害に結びつくような機種については、従来から労働省にお願いいたしまして、機種の拡大あるいは作業範囲の拡大をお願いしてきているところでございます。

○沢田委員 労働省来ていますね。では労働省、いま農林省から、この労災に適用される業務範囲というものはどういふものが申し出られているのですか。

○林説明員 農業従事者と申ししても、大きく見ますと、雇われている雇用労働者とそれから事業主と、この大きく二種類に分かれると思うのですが、その点で私どもとしてお断りしておきたいのは、労災保険制度は、本来的には基準法上の雇用労働者の業務災害について使用者の補償責任を保障によって履行しようというのが趣旨でございます。事業主や自営業者一般の災害補償を労災保険制度によって行うということは、本質的にはなじまない問題でございます。

しかしながら、零細事業主や自営業者の中には、その作業実態、災害の発生状況から見て、雇用されている労働者に準じて特に保護することが適当であると認められる者に対しては、労災保険本来の使命やまた保険技術の点から見て許容し得る範囲で、特別加入の制度を認めているところでございます。特に農業従事者の特別加入は、農業一般に対する補償制度が農業政策の中で創設されれば、私どもとしてはその中に吸収されるべきもので、それまでの措置として設けているというふうな考え方でおります。したがって、その補償の範囲も、危険度が高く重度の障害を起こすおそれがある特定機械による特定の作業を対象として最小限度にとどめることとされているところでございます。これは中小事業主や自営業者についてでございます。もちろん雇用労働者については、業務上の災害ということであれば全面的にこれは労災保険で認めるわけでございます。

現在、これらの農業機械の種類は農業用トラクタのほかに十六種類を認めておりますが、新しい

機械の導入や開発状況を考慮いたしまして、その都度農林省の方と協議の上検討することといたしております。

○沢田委員 まず原点的な立場から違ひが出てきていことが一つありますね。農林省の方は、農業の災害補償法でまず人は含まない、こういう考え方を示した。ところが労働者の方は、原則としてそれは入らない、特別に農林省の方から要請があったものについてだけ、いまだ言えれば十六種類だけしか入っていない。農林省は、これに対してどう対応しようとしているのですか。

○松居説明員 先ほど御説明いたしましたように、農作業の事故調査、いわゆる死亡調査なりあるいは傷害調査の結果に基づきまして、重度な災害に該当するような機種ですね、先ほど労働省の方から十六機種とございましたが、これは機種の種類によりましては十八機種というふうにも認めないことはないわけでございますが、現在、農業機械作業によりまして重度な災害の原因となっておりましてこの機種は、一応指定機種というところで補償の対象機種というふうになっておるわけでございます。

○沢田委員 そんなこと聞いているわけじゃないのです。これから農家経営というものは、貿易摩擦もあって、どんどん改善もしなければならぬ。だるうし、大いに変わっていくわけだ。で、農業労働者が災害を受けたときに、だれがどういふふうに補償をしていくのかということをいま聞いているわけだ。十六だとか十七だとか、では、十六と十七はどうなんだ、労災に入れてもらっているのはどうなんだ、農林省はどう考えているんだとすると、逐次入れていきますということですか。

それは、災害を受けてからようやく入っていくようなものでしょう。交通事故が起きたら信号がついたというふうなものだ。そんな、農林省が農業災害に対して、人的損害に対して何ら考慮していないような状態というのは、いわゆるここでいう農業者の不慮の事故というのは、その中に含まれるのではないかと。本来は農林省が考えていくこ

とだ。当面、耕作とかいわゆる家畜に限定はしたけれども、将来は考えていくことを前提としているのじゃないのか。では農林省は今後も考えないのかとすると、考えない。労働省は考えるのかとすると、これも考えない。

では、これはだれがめんどうを見るのですか。そこで相談して、どっちか答えてください。そんな不明確な状態に置かれた農業労働者はたまったものじゃない。はつきり、どっかしってください。

○佐野(宏)政府委員 私が、農業災害補償法の対象としての人的損害をこの制度に包摂するという展望を持っておらないというふうに申し上げましたのは、物損と人的損害を共通して包摂する災害補償制度をつくるということを考えておらないというのを申し上げたわけでありまして、農業者の農業労働上の災害について、わが省が無関心でいていいというふうには考えておりません。

それで、農業者の農業労働上の災害について、設置法の中に書いてあるのかというのは私もよく知りませんが、当然わが省として責任を感じるべき問題であるというふうな考え方をしております。

ただ一方、これは農業以外の他の業種においても、一人親方というふうな形でかなり広範に見られる共通現象でございますので、わが省単独でしやしや出で一定の制度をつくるということが適当であるかどうかということについても一考を要する点でございますので、そこら辺は労働省初め関係各省と御相談をいたしながら対処すべきものと考えております。私ども単独でどうこうとは申し上げにくいわけですが、当然わが省は責任を感じるべき分野であるということは自覚をいたしております。

○沢田委員 何を言っているかと言え、まことにけしからぬ答弁だ、そんなこと。そんな言い回し方でごまかそうなんというのはいままでのほかだよ。要すれば農林省が考えなければならぬだろうということ。労働省としては原則的に入れません、こう言っているんだから。いままで何をや

つていたのだ。急に大蔵省の主計官みたいな物の言い方をして、総合的だ、何が総合的だ。農林省の役人だったら農林省のことだけを考えればいいのだから。農林省の労働者のことだけをまず優先的に物を考えて、相手に断られれば別として、一人親方がいるから、それを待っているのだなんて、何のために農林のためにこれだけ補助金なり予算が出ているのだ。それだけ日本の農政に対して、国の政策として必要だから出ているんじゃないですか。その必要度合いというものを考えて農業者労働者を守るのがあなたの役目じゃないか。何を言っているのだ、全く。

とにかく、委員長も聞いておられるとおり、農林省と労働省、こういうふうに対峙しているもの扱いで、農業者労働者が人災に対してきわめて——たとえば十六種類、中身は後で出してもいいのだけれど、この間労働省へ聞いたたら、揚水ポンプ場のディゼル機関、電気ポンプ、それは入っております。しかし排水機械は入っていない。どうしてだと言ったら、農林省から要請がありませんから、これが答弁だった。その答弁が正しかったか正しくないかは別だ。ともかくそういう返事だ。あるいは、その他の場合にしゅんせつをしている。河川の水路のしゅんせつをする。しゅんせつで死亡する。その場合は、じゃだれが補償するのかわからないということも起きる。

農村地区へ行けば藻刈りもやるし、しゅんせつもやるということになる。あるいは雇う場合も起こり得る。こういう場合に適用するようになっていくかと言ったら、なっていない。そうでしょう、なっていないでしょう。それが農林省はどうなんだ。そういうことが、コンバインもサイロもある、高所作業もある、これから高圧線も扱う、電気器具も多くなった。そういう状況において、点検しているのですか。そういうものに対して、どれだけの災害があつて、それについてどういう補償制度をしたらいいのかわからないことを農林省としてはどう考えているのか。

○松居説明員 先ほど先生から御指摘のございま

した排水ポンプでございしますが、これは通常、農家の場合揚排水ポンプというものを利用して排水を行うわけでございしますが、動力排水機としては指定機種になっておるわけでございします。

コンバイン等いろいろ御指摘がございましたが、農林水産省としては、先ほどから御説明いたしましたように、毎年度死亡調査あるいは事故調査をやりますので、いわゆる労働災害に結びつくような機種、まあ十八機種について現在指定機種として労働省の方に位置づけしてもらつているところでございます。

そういうことで、今後ともいわゆる農業機械の普及等に伴ひまして事故調査を行ひまして、重度な災害に結びつくものにつきましては指定機種に入れてもらうよう働きかけていきたいというふうに考えておるわけでございします。

○沢田委員 これまたいみじくも、事故が起きたら信号がつくのを論をみずからあなたが言っているのだ。事故調査をして、事故が起きたらならば今度は考えましよう、そういう退嬰的な消極的なことで農業者労働者の人命が守れますか、あるいは補償ができますか。

そうじゃなくて、今日のような時代の変革に対応して、労働省の方はなかなか受け入れられないという状況にあるわけだから、その中に入れてもらうならば、やはり将来の展望を持ちながら、こういう種類とこういう種類、いま言ったようなものはみんな入っていないでしょう。入っていない現実の中で、事故が起きたら入れましよう、そんな答弁でこの災害補償の法案を持ってくるなんというものはもつてのほかだ。そんな態度ないですよ。事故が起きたら手配しますなんて、そういう答弁で通りますか。事故が起きて、事故を調べてみて、それから労働省へ行つてきますなんて、何が災害補償ですか。そんなばかな答弁、委員長、だめだ、こんな答弁しているようでは、もう一回勉強し直して、後でひとつ回答してもらおうじゃないですか。

委員長だつてそう思うでしょう。こんな無責任

なことでは、農業者労働者は泣くに泣かれないですよ。こんなばかな話ないでしょう。農林省も農林省だが、労働省も、特に原則的に入れません。どこへ行つたらいいのしょうというところだ。国の中央でこんなことだから、末端のところへ行つたら、なおうようよしちやう。

大蔵省、何かこれで見解述べるといっても無理な話かも知れぬが、やはり大蔵委員会だから、一応大蔵省の統一見解を、政務次官出せまうか。ひとつがらばつて、何とか救済措置を講じないとい……

○林説明員 いまのに関連して、ちよつと誤解を受けているといけませんので話をしますが、農業者労働者といういわゆる農業に従事している雇用労働者については、機械の云々も一切なくすべて業務上のものは基準法で補償します。問題はその事業主でございしますが、これについて、さつき申しましたように、本来的な趣旨は労災保険になじまないけれども、現在の状況では同じような作業をしているのでやつていこうということで、機械の種類につきましては農林省からいろいろ御相談もあつて毎年追加をいたしております。去年の四月も五種類の追加をしております。

○沢田委員 そうじゃないのだ。農林省が、いま言ったそれらの排水ポンプ場も入っていないということも言つたし、サイロも入っていない、そういう脱税機その他もある、あるいはしゅんせつもあり藻刈りもあるのだが、それも入っていない。ただ問題は、農林省が事故調査したら考えましようというその姿勢そのものに問題があるのだ。これは労働省の方の問題じゃないのだ。労働省の方は、そういうふうな要請があつたら考えましよう、こつと言つていい。

しかし、地元の人たちが出ていっているというところは、雇用主でないかもしれないけれども、やはり組合なら組合の、隣組なら隣組かもしれないが、あるいは共同耕作区云々でやつている、だれが責任者がいるわけだ。それによつてやつているわけです。これはこれ以上やつてもしょうがない

から、この姿勢は全く許しがたい。あといっぱい質問する予定だったのだけれども、できなくなつてしまつた。これは後でやることにしましよう。

○佐野(宏)政府委員 ただいま沢田先生の御指摘の点につきましては、私どももいたしまして十分先生御指摘の問題点を肝に銘じて検討をさせていただきます。

○沢田委員 検討ということとは、いわゆる農業従事者が、雇用主がある場合はもちろんのこと、雇用主がなくとも、たとえば組合であるとか共同作業であるとか、そういうような場合でも危険な職種については任意加入を認めていく道を開くように努力する、そういう方向で検討する、こういうふうに理解していいですか。あえて言えば、法律上支障のない範囲内において加入について努力する、職種について範囲の拡大を図る。

○佐野(宏)政府委員 実は言ひわけがましいのでございますが、わが省において農業労働災害の問題は農畜園芸局長が所管をいたしております。私、農林水産省から出席しております唯一の政府委員であるということで、所掌を越えて農畜園芸局長にしかとその旨を申し伝えるというつもりで申し上げておるのでございまして、ただいまのような具体的な立ち入った点についての御確認は御容赦いただきたいと思ひます。先生の御指摘になりました問題の……

○沢田委員 それも立ち入つたという——通知も労働者災害補償法との関連について労働と農林とくつつけて出しているのだよ。私の方で言つていふことは、立ち入つたなんてことは言つてない。こういう職種というものについて前向きに検討してもらいたいということを言つていただけであつて、それ以上のことは言つてないじゃないですか。そのことまで拒否するような答弁では話にならぬ。もういい。やり直してもしようがない。そんなのはだめだよ。

○佐野(宏)政府委員 私がいま申し上げましたのは、農林水産省と労働省との間で落ちこぼれが起こるという事態がないようにすべきであるという

先生の問題提起としてこれを受けとめて、しかと処理をいたしますとあります。

○山崎(武)政府委員 沢田先生御指摘の件については、よく農林省とも相談したいと思っております。

○沢田委員 とにかくよろしく願います。

もう時間がなくなりましたのであります。最後に一つだけ。

これは時効が三年になっていますね。これはあらゆるものが三年ということになっていくわけでありましても、税法も変わってやはり五年にするべきではないのか、結論的に言うところという考えなんです。共済掛金の滞納整理あるいは欠損処分、また同時に今度はこの補償の受給資格、受領資格、時効三年というのは諸般の状況から考えて五年と延期すべきではないか。これが結論です。

もう一つだけで終わります。あとはもう時間の関係でやめます。

全然これと関係ないのですが大蔵省に、きょう言われた問題ですから、年末調整で、中小企業その他は年末休みというのがある。これは太政官令で決まっているのですから、休まなくともいいことにはなっているのだが、官庁もいつの間にかそれが休まれるようになっていくのです。これは働けと言っているわけじゃない。働けと言っているわけじゃないが、本当なら立法化するの筋だと思ふのです。実際には中小企業は第三次産業を初めとしてもう三十日、三十一日まで働いている。それで翌年末調整をそれからやって、一月十日までに源泉徴収を納める。これは大変苦痛である。みんなが休んでいるときでもあるし、その時間にもまた出ていって仕事をしなくてはならない。何とか一月二十日に延ばしてほしい。できれば一月末くらいに延ばしてほしいという切実な要望がある。これは所得税法の改正ですから御検討いただきたいと思ひますし、善処していただきたいと思ふのであります。これは大臣がお答えをいただきます、ひとつ事務次官の方からお答えをいただきます。

て、ほかの問題は残念ながら後にして終わりたいと思ひます。

○山崎(武)政府委員 突然のお申し出であります。よく実態をまず調査して見る必要があるだろうと思ひます。その上でよく検討してみたいというふうな思ひをしております。

○沢田委員 その前、時効三年の問題。

○佐野(宏)政府委員 時効三年の問題は、一つは共済制度のように毎年多数の組合員等を相手とする債権で額も少額で、できるだけ迅速な処理を要するということと、一方では余りに期間が短過ぎるわづかの事務手続の遅延によつて消滅時効が完成するというのを防がなければならぬという二つの条件を勘案して三年ということにしてあるわけでございます。漁業災害補償制度につきましても同様に三年ということになっておるので、私どももいたしましては、特に痛痒を感じておるわけではなかつたのでございますが、ただいま先生のせつかつくの御指摘でもございまして、検討させていただきます。

○沢田委員 以上で終わります。

○森委員 鳥居一雄君。

○鳥居委員 現在わが国農業というのは大変な課題を背負っているわけでありまして、主要農産物の過剰基調であるとかあるいは農産物の輸入圧力、生産者価格の抑制が続いてまいりました。また、資材の価格の高騰、これに加えて二年続きの冷害、こういう踏んだりけつたりという状況の中で農業関係者は、農業は一体これから先どうなるのか、大変強い不安、いら立ちを持って事態の推移を見守っているわけでありまして、

財政当局として、今日の段階でわが国農業をどのように位置づけし守つていこうというお考えであるのか、まず伺いたいと思ひます。

○山崎(武)政府委員 わが国の農業がいま鳥居先生御指摘のような状況にあることは言うまでもないわけでありまして、

しかし、日本の農業の特色を一口で申し上げますと、きわめてコストが高つくという面がありま

す。土地が狭隘でありますし、また人件費もきわめて高騰しておりますし、かつ油等も上がつておりまして、他の国の農業に比べて非常に高つくというのが一面であります。しかし、身近にきわめて高い購買力を持つておるといふ市場があることもまた片や有利な面であらうかと考えるわけでありまして、しかし、農業そのものが冷害のような自然条件に左右される面もきわめて強いわけでありまして、一概に経済合理性だけでは割り切れなところもあります。しかし、農業もまた産業でありますから、生産性の向上等を自主的な努力でやらなければいけない面もあるわけでありまして、

したがって、本来ならば財政の支えなしに成り立つ農業を目指すことが理想だろうと私は思ふわけでありまして、しかし現在の問題とすれば、財政当局としても、食糧の安全供給という面、非常に重要な役割りを果たすわけでありまして、農業施策の重要性は十二分に認識しております。

したがって、現在厳しい財政状況のもとではありますけれども、わが国の農業を取り巻く情勢に十分に対応しつつ、限られた財源の中で予算の重点的な配分を行つて、わが国の農業を守り抜いていきたいというのが財政当局の気持ちであります。

○鳥居委員 確かに、国民経済の立場から見れば、農家の方々にも農業の生産性の向上について御努力をお願いしなければならぬ面、また財政運営という見地からは、農政の上のむだがあるとするれば農林水産省の方でもその是正に真剣に取り組んでいただかなければならない、これは当然のことだと思ふわけですね。しかし、農業は国民食糧の確保という大変重要な産業でありますし、国土の保全、自然環境の維持あるいは地域社会の安定、さらには人格の形成や文化の向上、こういうものを図つていく観点から言うならば、計量できない、お金の価値に換算できない重要な役割りを、機能を果たしている、こういうふうな認識をしなければならぬと思うのです。わが国

農政にそういった観点から対処していただきたいことをまずもって要望したいと思ひます。

ところで、最近の農家経済の動向でありますけれども、大変な状況の中にあるようであります。そのことについてまず伺いたいと思ひます。その後で農業共済の問題について伺つてまいりたいと思ひます。

まず、昨今の農家経済の動向について概略御説明をいただきたいと思ひます。また、その場合に、現在の農業所得は、第二次減反実施前すなわち昭和五十二年を基準とするならば、どう伸びているのか。名目と実質でお示しいただきたい。しかも、その中で冷害等の影響の非常に大きかつた青森県、岩手県の場合、その農業所得がどうなっているのか、この点についてもあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○岩淵説明員 ただいま御質問の最近の農家の経済の状況について御説明申し上げます。五十五年度におきまして農業所得は、御指摘のとおり記録的な冷害によりまして九十五万二千円でございます。しかし農外所得もございまして、そのほか水田利用再編の補助金、共済金などございましたものでありますから、農家の総所得といたしましては五百五十九万四千円でございます。家計費はそれに対して三百九十四万二千円ということに相なっております。

そこで、非常に冷害の影響が大きかつた東北では、先生御指摘の五十二年度基準でまいりますとやはり三六%、青森では四八%、岩手県では四四%ほど農業所得は減少いたしております。しかし、先ほど申しました農家総所得ということでございますと、東北では約五百四十万円、青森でも四百七十万円、岩手県では約五百三十万円を確保しております。また実質所得にいたしますと、全国で見ますと、五十五年の農業実質所得は五十二年に比べまして約三割ほど減少いたしております。

以上でございます。

○鳥居委員 御報告いただいたことからわかり

ますように、農家経済、とりわけ被災地の農家経済には大変厳しいものがあるということであり、それだけに、そのような中にありまして、農業共済制度に大きな期待が寄せられ、またその役割を果たしているということになっているわけであり、一方におきましては、そうした農業共済制度の存在に對しまして、農業を過保護じゃないかとする向きも実はあるわけであり、しかし、これを一歩立ち入って分析してみると必要があると思います。たとえば制度的にも充実しています。稲の共済について、昭和五十六年に通算して農作物全体の被害が四千七百七十七億、その中で水稲、陸稲合わせて二千二百四十七億、この数字に間違いありませんか。

○佐野(宏)政府委員 稲の被害は二千二百七十四億円でございませう。

○鳥居委員 農水省の資料は、暦年で出ている場合とそれから年度で出た場合と、稲作については、これは被害調査をやらないうちかと思うのです。農水省からの資料によりますと四千七百七十七億、これが農作物全体の被害になっています。そして水陸稲合わせて二千二百七十四億というのが稲の被害ですね。

この稲の被害に對しまして、共済金として農家に支払われた額が九百四十二億、ざっと被害総額の四一・二%に相当している数字であります。このうち国が責任を持つ再保険部分が今回計上されております六百六十億、ちょうど被害総額の二九・〇%にすぎないというのがこの再保険部分であります。こういう実情を考えますときに、農家の経営と生活の安定を図るために、この農業共済制度の充実というのはいくらも重要な問題になってくるだろうと思うのです。先ほど御指摘がありました、私は大きい数字で押さえて指摘しているわけですが、二九・〇%という再保険部分、これをもっと充実させるような検討がなされていいのではないかと、こう思うわけですが、どうお考えですか。

○佐野(宏)政府委員 先ほど来申し上げておりま

すように、農業災害補償制度におきましては、軽微な被害については農家がみずからの経営の中で対処していただくという考え方で、いわゆる足切りを設けておられるわけでございまして、統計情報部でまとめられた被害額のように、被害の深さと無関係に集計をされております被害額と對比して、共済金あるいは再保険金の支払いの当否を論じていただくことは、実は私どもとしては困る、困ると申しますか、制度の仕組みから見てもなじまないのではないかとこのように思っております。でございませう。それで私どもとしては、農業災害補償制度をもつて対処することを相当とする程度の深さの被害、すなわち一筆方式で水稲の場合で申しますと三〇%以上、そういう被害を念頭に置いてこの制度を仕組んでおられるわけでございませう、その点ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

ただ、そういうことを言わずに、もつとよけいにてん補するような仕組みを考えたらどうかという御議論は十分成り立ち得るというふう存じますが、しかし、これにつきましては、一方、農家の側では共済掛金負担の増高という問題もございませう、一方また、国の財政ということもございませう、現下の情勢ではそういう方向で問題を検討するということはきわめて困難であるというふうな考えざるを得ないのであります。

○鳥居委員 それでは果樹共済について伺っていただきたいと思いますが、今回のこの補正予算措置で一般会計への繰り戻す残高についてなんですけれども、補正予算の措置で果樹共済の果樹勘定に對して百十六億、農業勘定に四百九十三億、これを予算措置をとりまして、今後繰り戻すべき残高というのが非常にふくらんでくる。農業勘定で千八百七十六億、果樹勘定で三百億程度、この数字よろしいですね、五十六年度についてまだ正確な数字が決まらないという前提がありますけれども、この農業勘定と果樹勘定の残高を比べますと、絶対額で農業勘定の方がはるかに大きい。しかし農業勘定に係る共済金の額、これが二兆円を超え

るという規模に對しまして、果樹勘定に係る共済金額というのは規模が千五百億程度、千五百億に満たない数字となっております。これを考えますときに、果樹勘定の方はきわめて厳しい状況にあるわけですね。これにはいろいろ理由があるだろうと思うのです。どういう理由によるものなのか。果樹共済には制度的に仕組み方に問題があるのではないかと。この点についてはどうでしょう。

○佐野(宏)政府委員 御指摘のように、農業勘定の場合には従来から繰り戻しを完済いたしましたので、残高をゼロにした経験が何回もございませうので、御信用いただけるだろうと思ひます。果樹勘定につきましては、確かに先生御指摘のように御懸念をお持ちになることはもつともだろうと思ひます。

果樹勘定でかくのごとき繰入金の累積を招きました最大の原因は、まず何と申しましても、制度発足以来毎年大災害に見舞われるという不幸な事態に直面したということがございませう。なお、制度上にも赤字の発生を助長するような要因があるのではないかと、この点は確かに考えられる点がございます。そういう点を念頭に置きまして、五十五年に果樹共済制度について制度改正をお願いをいたしましたところでございませう。

それで、制度の改正の内容は御高承のとおりでございませうが、基準収獲量をより慎重に設定をし得るようになし、標準収獲量という制度を導入いたしました。これによって引き受けを行うということ、これによって元来災害とみなすことを相当としないような場合に共済金の支払いを受けるという事態を防止し得るわけであります。あるいは半相殺方式を導入することによって損害評価をより慎重に行い得るような工夫をいたしておりますし、あるいは専業農家の加入率を高めるための各般の措置を講じたわけでございませう。

それで、こういう措置を講じたので、私どももいたしましては、制度面から果樹勘定における赤字が累積していくような要因は、思い当たる限りにおいては除去したというふうに確信をい

たしておりますが、なお今後とも改正をいたしました新制度が実効を上げるように、その末端段階への普及に努めまして、繰入金返納の一日も早きを期したいと考えております。

○鳥居委員 この果樹共済は発足当初から余り評判がよくないですね。共済金の責任分担という面で農作物共済との間に構造の上で違いがある、この点はどうなんですか。

○佐野(宏)政府委員 この点は、確かに先生御指摘のように農作物共済の場合と責任分担の仕組みが異なっております。

それで、共済の責任分担の問題につきましては現在学識経験者の御意見を聴取しつつ検討中でございますが、ただ一つお心にとめたい点がございます。存じますことは、共済のいろんな設計上のファクターについての資料の蓄積の程度あるいは制度の現地への適用可能性といった点の制約がいろいろございませうので、どうも純然たる理論的検討で理想的な責任分担のあり方を仕上げていくというふうにはいきにくい制約要因がございませうので、必ずしも御満足いただけるような結果をしますでかしてみませうというふうな申し上げられるかどうか不安がございます。けれども、ともかく現在検討中でございます。

○鳥居委員 収支状況が悪いということがそのままた制度的に欠陥がある、こういうふうな即断はできませんだろうと思うのですけれども、もしこの制度に欠陥があるとすれば、これは改めなければならぬ。

農作物共済の抜本改正、これを昭和三十八年にやっております。その後わりあい評価されるような形になってきているわけでありまして、抜本的な見直しというのがこの果樹共済に必要じゃないかと、こう思うのですが、どうですか。

○佐野(宏)政府委員 実は、昭和三十八年に農作物共済で行いました改正の核心をなすのは、料率の設定方式を県単位から組合等単位で料率を設定するという方式に改められた点と、それから組合等の共済責任の分担の合理化を行ったこととござ

います。

それで、昭和三十八年に行いましたような制度改正が類推的に果樹に適用し得るかどうかなという問題があるわけですが、実はこの点につきましては、組合等における果樹共済の事業規模は主産地その他の地域で相当の格差がございまして、さらに残念ながら加入状況にも著しい格差がございまして、事業規模の零細な組合等が多くて、それを単位にして適正かつ安定的な料率を設定するということは、少なくとも現段階では著しく困難でございまして、それを強いて強行いたしますと、組合等によつては非常に高い料率になつてしまふというようなこともございまして。

それから、先ほどちょっと申し上げたことでございまして、組合等ごとに料率設定をする資料として使えるだけのデータの集積があるかどうかという点につきましても、率直に申し上げて相当不足しているケースが多いわけで、責任分担の問題を農作物並みに改めようといいたしますと、農作物共済に出できます通常標準被害率という概念を導入しなければいけなくなるわけですが、そういうものを設定し得るかどうかなという点について資料上の制約がございまして、したがって、先ほど申し上げておりますように責任分担のあり方について現在検討中ではございまして、三十八年の農作物共済の制度改正の前例にならった方向を志向するというのは大変むずかしいのではないかとふうに思っております。

○鳥居委員 さらに、市町村元請でありますけれども、この制度に関して元請が大体五〇%ずつぐらゐの均衡で共済組合と市町村元請、こういう形になつておるようですね。数字では五十五年度に組合と市町村がそれぞれ一千一百一、一千八百十七、こういう数字が上がつております。

職員が育ちにくい状況の中にある、こういう話が通り相場になつておるわけですね。行革との関連でお伺いしておかなければならぬわけでありまして、こういう形の共済事業のあり方、市町村における共済事業、これは今後どうなんでしょうか、農水省として改善をしようというお立場にあるのじやないかと思ひますが、この点についてどうなんでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 現在市町村営が半分を超えているというのは先生が御指摘のとおりでございまして、市町村営の共済事業について先生御指摘のような御批判は、私もよく承知をいたしております。

元来、市町村営の共済事業というのは、どちらかと申しますと、組合等のなかなかやりにくいような、概して条件の悪い地域から市町村営の共済事業は広がつていったということもございまして、そういう点では同情するに値する事情がないわけでもございせんが、しかし、そういうことでは、特に御指摘のございました新種共済の普及とかそういう問題で確かに困つた事態が起ころうとするので、研修事業等を通じて新規採用者研修、中堅職員養成研修等、そういう研修制度の中で市町村について特に重点を置いてカバーをしていかなければならないというふうな思つておりますが、それにいたしまして、やはり率直に比較をすれば、組合の方がすぐれておるということは否定したい事実でございまして。

それで、昭和五十五年度から農業共済組合等整備推進事業というのを実施しておりますが、この中で組織整備の一環といたしまして、市町村の行う事業をできるだけ広域化された農業共済組合の事業に吸収をしていく。あるいは農業共済組合に吸収し、いけな場合でも、市町村の一部事務組合をつくることによつて広域化し、担当職員の定着を図つていく。そういう農業共済組合への吸収とかあるいは一部事務組合という形でこの問題に——この問題にと申しますのは、率直に言つて組合の方がすぐれておるという現実を直視した対

処をしていきたいというふうな考えております。

○鳥居委員 どうも時間がなくて最後になつてしまつたのですが、先ほどの沢田委員の質問で、農業労働災害が、これに対して全く労働省と農水省との間でとてもない問題ですね。私の手元に、農林大臣の諮問機関であります農業機械化審議会、この答申が昭和四十五年の十二月十四日に出てゐるのです。この答申によりますと「農業機械作業に従事する農業者の災害補償については、農協による共済制度も発足しており、これらの諸制度の活用をはかるとともに、農作業中の災害補償について新制度を創設することについても検討する必要がある。」という指摘を答申で述べているのです。それからもう十二年経過してしまふよ。それでいまだにけがの仕方が問題であるとか言われてゐるわけですね。

私が聞きたいのは、これから指摘する部分が特別加入で救済される対象になつてゐるのかないのか、まず伺います。チェーンソー、樹園モノレール、それから農用切断機、もみすり機、製糞機、乾燥機、定置式動力防除機、背負式動力防除機、動力整枝機、それから定置式運搬機械、以上どうでしょうか。

○松居説明員 農業者を対象といたしました新労災の創設でございまして、これにつきましては先づ生御指摘のように、農林水産省としては、農業機械化審議会の答申を受けてその後鋭意検討を進めてきたところでございまして、ただ、次のような観点から非常にむずかしいというところでございまして。

その理由と申しますのは、一つは、農業者の就業態が非常に一定でないということから、全員を強制加入させるということが非常にむずかしい。といつて任意加入による少人数の保険では、料金と補償内容の点で現在の労災保険より魅力のある制度が期待したいということ。それから、家計と経営が判然と区別したいということから、農作業中か否かの技術上の問題が多いということ。さらには、労災保険なり農協共済等の制

度との関係をどう調整するかという点に問題があるというふうなことでございまして。

そういうことから、新制度の創設はむずかしいというところでございまして、この答申以降、先ほど先生が幾つかの機械を挙げられました、労災の中の指定機械の範囲の拡充、さらには作業の範囲の拡充もなされてきておるわけでございまして、さらには農協共済の中に農作業中の傷害共済特約というのが設けられておるわけでございまして。

そういうことでございまして、農林省といったしましては、農業機械の利用頻度が高く事故の可能性の高い機械を使う者につきましては、労災保険への加入を積極的に促進する、それから農業機械の利用度の低い農業者については農業共済の加入を促進するというところで、農業者の就業の実態に應じて、これらの保険に加入するよう指導してきてゐるというところでございまして。

それから、先ほど先生が御指摘のございました機種でございまして、全部がちょっと聞き取れず失礼いたしました、チェーンソー、モノレール、切断機、動力整枝機等は入つております。それから、もみすり機、製糞機等につきましては、いわゆる事故件数がほとんどないということから指定機種に入つていないということとございまして。なお、動力カッターにつきましては対象機種となつておるわけでございまして。

○鳥居委員 終わります。

○森委員 非常に範囲も狭いことでございまして、また先輩議員がそれぞれ非常に熱心に質問されましたので、要点だけお聞きをして終わりたいと思ひます。

共済制度のあり方という面から見まして、今まで特に米いゆる農業勘定につきましては、大体何年かすると採算がとれる、採算がとれるというのは変ですけれども、バランスがとれる。

(委員長退席、大原(一)委員長代理着席)ところが、果樹あるいはその他のものにつ

では、勘定から見ると出る一方であるというような傾向にあるわけですね。そういう面から見て、本来の共済制度として内々でという、いわゆる仲間助け合いという面から考えますと、若干方向が違ふ部分が含まれているのではないかと、このように思ふわけですね。

そこでまず大蔵省に、現在のこの農業共済制度全般についてどういうふうな考えられておられるのか、その辺について伺いたいと思ひます。

○西垣政府委員 現在の農業共済制度というのは、農業者が相互に掛金を負担し合つて農業基盤の安定的な発展に資するという目的でつくられた共済制度でございます。長期的には先生御指摘になりましたように収支が相償うような形で行われていたということでございます。歴史の古い農業共済におきましてはそれが実現しているわけではございませんが、御指摘のように、果樹共済等につきましては現実の姿はまだ問題があるわけではございません。五十五年度改正の効果を見ながら、必要があればその改善に努めていくということが必要だと思ひます。その改善という意味は、現下の厳しい財政事情でございますので、いたずらに国庫負担をふやすということではなくて、制度それ自体の合理化も含めて検討していくということかと思ひます。

○玉置委員 いまのお話ですと、やはり農業従事者という農業に従事をしておりますそういう方々で助け合つていくというお話でございますけれども、ところが果樹になりますと、国民全体から助けていただいているというふうなことになるわけですね。

なぜ、この一方的に出てしまふのかということ、まあいろいろ要因があると思ひます。そういう点で農林省として、この出つ放しのものについて、出つ放しと言つて変ですけれども、要するに会計上戻ってくる間がない、間がないままに出てしまふというものについて、どういふものが要因としてあるのか、先ほどのいろいろとめがございましてけれども、ごく簡単にまとめて要点だけ

お願ひします。

○佐野(宏)政府委員 第一は、果樹共済制度発足以来連年の災害があつた、これだけであれば制度の罪ではないわけでございます。私も考えてみて、制度が赤字発生を助長している要因として幾つか思ひ当たつた点がございまして、五十五年度に改正を行つたわけでございます。

思ひ当たつた点の一つは、加入率が低い。中でも、ことに優良な経営をしている専業農家群の間で加入率が低い。それは、そういうすぐれた経営をやっている農家に加入のインセンティブを生じさせたいという制度上の欠陥があるのではないかと、このことを考えたわけでありまして、これを取り除くために、無事故割引の制度でございまして、か、あるいは防鳥ネットだとかそういうものをやっている人は負担が軽くなるとか、そういう仕組みをつくりまして、優良な経営をやっております専業の農家に加入インセンティブが起るようにする工夫をしたということが一つございまして。

それからもう一つは、基準収獲量の設定の仕方がどうも不適正に行われる危険があつたのではないかと、これは、共済引き受けをいたします段階で基準収獲量を設定しなければいけないわけでございますが、責任期間がいつ始まるかということと密接に結びついておるわけでございます。そこで標準収獲量という概念を新しく導入をいたしまして、共済引き受けは標準収獲量で行う。基準収獲量は責任期間開始後基準収獲量を適正に定めるためのデータがそろつた時期に決めるということにして、基準収獲量の設定の仕方の適正化を図る。それからもう一つは、損害評価の段階でそこが粗漏な点で起り得るのではないかと、このことを考えまして、損害評価を適正に行へるような方策として半相殺方式を導入する。

おおよそ申し上げて、以上三項目が五十五年度に行ひました制度改正の主要な点でございます。○玉置委員 いま適用品目を徐々に拡大していただいておりますけれども、その中で、一昨年度すかお茶を、特に私の方に関係がございまして、

で、かなり長くかかつてようやく適用されるといふことになりました。ある品目が適用されますと、その加入状況、加入がそう急速に充実するといふことではないと思ひます。

まず、例を一つそのお茶にとつてみて、加入状況がどうなつておるのかというのと、それから逆に、果樹の中で見込みといたいい例になるのか悪い例になるのかという予測がある程度つけば、大体何年ぐらいで安定するとか、そういうのがわかれば、それもまたごく簡単にお願ひします。

○佐野(宏)政府委員 お茶でございますが、現在実施しております地域は、埼玉、静岡、京都、鹿児島、四県でございます。昨年十二月から引き受けを開始しております。それで引き受け面積は、共済団体からの連絡によりまして、最近の時点で三百三十七ヘクタール引き受けられておるといふふうに承知をいたしております。

それから、果樹共済の制度改正の効果がいづる出て安定施行の状態に移行し得るかといふことでございますが、これは私も可及的速やかにといふふうに思つておりますが、三年先、五年先といふふうな特定の年度を区切つていつまでには何とかしてみせようというふうに申し上げるほどの確信は、残念ながらまだ持てずしております。

○玉置委員 じゃ、制度改正してから加入率がどの程度変わつていますか、数字的にひとつ。

○岡田説明員 果樹共済の発足当時の加入率といふのは、申すまでもなく非常に低かつたわけでございますが、特に最近の五十五年度の制度改正の後、引受率は約二八%程度に上がつてきております。

○玉置委員 二八%程度に上がつてきておる。まだ三分の一のいっていないといふことですね。

そこで、これは一つの考え方なんですけれども、要は三分の一しかつかない、その三分の一のメンバーの方々も、特に毎年毎年比較的被害を受けやすい、そういう立場の方しか加入されてない、そういうような感じがするといふのも実際さうだと思ふのです。農業従事者全体の方々と相互

扶助といひますか、そういう形をとつていく。特に農林省としては産業としての農業の自立を図るといふような大きな方針でいまやつておられますから、共済制度においてもやはり自立をしていくことを考えていかねばいけない。そういう観点からいいますと、この共済制度の中にいかに大部分の方々を加入せしめるかといふことが非常に重要なポイントになつてくると思ひます。

そこで、こういう考えが一つあるのではないかと、このことを申し上げたいと思ひますけれども、たとえばある果物である地域で被害を受けられます。そうなりますと、全体の需給バランスが非常に崩れてきまして、被害を受けてない地域にとっては同じ果物が従来より大変高い値段で売れる。そういうことが生じてくる。従来より高く売れたというところになりますと、製造原価は変わりませんから、要するに純利益とてはふえてくる。経費はかかりますが、運送費だけは。しかし、そういう経費は別として、やはり高く売れるということとはそれだけ利益幅が増すわけではございませんから、当然得べくして得られる利益ではなくて、いわゆる不労所得といひますか天災によつて生じた利益であるといふふうな考えの場合に、一つの同じ果樹栽培をされている中で、片方は損をされて、片方が利益を受けていることになるわけですね。ところが農林省等のいわゆる行政指導として、果樹栽培という面からふだん共済制度以外の制度を利用してゐるものについては同じ便宜を図つてゐるということになつてゐるわけでございますから、やはり利益を出していただいたところについてはそれなりの応分の負担といふことを考えていかねばいけない。そこで、これは本来は国税庁に聞いて、農家所得の把握とかいろいろ聞くわけでございますけれども、ちよつと時間の関係で割愛させていただきます。そういう農家の所得がある平均値より上がつてしまふ。上がつてしまふといふのは変でございますけれども、上がる。実際上があることがあつて、その上がつた部分について、何らかの形で共

済制度の資金として、基金として活用できないか。その一つは、やはり一律強制加入、ある一律分を決めてその上に任意の分を上積みする。先ほど五十五年の改正がありましたけれども、いろいろな恩恵で掛金率を下げられておりますけれども、それを一応底辺も一律で完全一律強制加入する、逆に、残りの部分について任意加入という形でいわゆる共済の支払い金額を決めるという方法がとれないか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘のように、災害が起こった場合に、価格上昇の効果を生じて、その受益者が一方にあるということは確かに御指摘のとおりでございますが、私どもとしては、災害と相当因果関係がある価格上昇というものを特定して、しかも具体的に個々の農家が現実にその金額で販売されたかどうか、そういうものをいかなる仕組みで取り立てるか、そういうことを考えますと、大変魅力のあるアイデアでございますが、行政的に仕組むのは大変むずかしいのではないかと考えております。

そこで、それではかわりに当然加入ということを考えてみたかどうかということでございますが、私どももいたしましては、一番困っておりますのは、一つは、果樹の場合には農家の間で技術水準に大変格差があるというふうな思っているわけですが、それで、技術水準の高い農家というのは、技術水準の低い農家と込みになってリスクを負担するということになると損をするのであるという考え方が抜きがたく強いわけでございます。

そういうことの結果加入率が低くなっておりますので、そういうことを緩和するために五十五年の制度改正も行ったわけでございますけれども、ただ、そこで一律当然加入ということにいたしますと、そういう農業者の不公平感が取り除かれないう段階で一律強制加入にするということは無理強いをされたという感じが非常に強く出ますので、なかなか農業者の間で受け入れがたい。かつては、ほかの分野の共済でも加入拒否者が続出して

困ったというようなことがございまして、当然加入にする以上は、加入拒否者が出た場合の法律の手当てというところは当然するわけでございましてけれども、一種の社会現象としてそういうことが起こりますと、何とも事象の收拾がでないということになります。何となく、やはりそういう制度に対する公平であるという信頼感が農業者の間にある程度広まっていこうということがまず先決でございまして、その問題を飛び越えて法律上当然加入制に移行させるということについては、私どもとしては二の足を踏まざるを得ないという心境でおるわけでございます。五十五年の制度改正はそういうことを相当工夫をしたつもりでございまして、その普及を通じて、制度本来の魅力が評価されて加入率が上がるように努力をしていきたいというのがいまの心境でございます。

○玉置委員 今回の農業共済の趣旨からいって、当然農家の方々でお互いに助け合っているわけばいいけれども、いかなる程度まで、被害をこうむらない方もある程度の負担をするというのにはあたりまえのこと、何も国民全般に広めて薄めていくということではないと思うのです。

それと、果樹共済のように毎年毎年出ていく、要するに一般会計から繰り入れするということがなれば共済制度として成り立たないものであるから、本当はやるべきだと私は思います。もしそれができないならば、農家の方々全体で負担をするという形をとらないと、まず制度として成り立たないということですから、どちらかの方法を考へるべきだと思うのです。

それから、やはり農家の中でふだん一般的な農政について行政のいろいろなメリットというものを技術の優劣なく受けているわけですから、逆に負担をするときに技術の優劣をなくして考へるべきである。出と入は同じ考えてやるということが必要だと思うのです。

それともう一つは、やはり大きいところが小さいところを見る、強者が弱者を抱きかかえるということによっていかなければ、経済理論からいっ

てとても存続をしない。極端に言えば、弱いところ、技術の悪いところはやめてもらう。それが基準になりましていろいろな物事を決められますと非常に不合理な形になるわけですが、これでは、いま非常に批判が出ておりますけれども、日本の農業が外国に比べて非常に生産性が悪いという話が出てくるのもやむを得ないというふうに考へるのです。

そういう面から見ても、まずやはり農林省そのものが本体から考へ方を変えていかなければ、弱者を救済するというところであればそこまで手を下すべきであつて、もし切り捨てるといふことであればあるレベル以下はやめてください、国民の迷惑になるからというふうな、言い方は変えてもいいですけれども、そういうふうなやり方は方向をはずり出さないといいけないと思うのです。私は、本当はやるべきではないわけですが、ただ、それ、割り切つてやらないとできないですね。それについていかがですか。

○佐野(宏)政府委員 御指摘のとおりでございます。共済事業というのは元来長期的に見れば收支が均衡するという前提で仕組まれるべきものでございまして、現在御審議を賜っておりますような繰入金長期にわたって累積をして繰り戻しがかかる問題であるというふうな私ども認識いたしておりますから、いつまでも納税者の御好意に甘えるというものであつてはならないことは、全く御指摘のとおりと思っております。

○玉置委員 時間も参りましたのであれですがけれども、では果樹共済はバランスとれなければやめるかどうか、一言最後に。

○佐野(宏)政府委員 必ず繰り戻しができるように状態にするという決意で臨んでおります。

○玉置委員 終わります。

(大原)二委員長代理退席、委員長着席

○森委員長 賛同者代君。

○鎌倉委員 農業共済の制度については、言うまでもなく農業災害補償法に基づくものでございま

すし、災害による農家の損害を補てんし、農業経営の安定と農業の再生産を保障し、農業生産の発展を図るという非常に重要な制度だというふうな受けとめております。その制度が円滑に運用されて、かつまた有効に機能するようするためには、共済組合とか連合会が十分な活動をするということが前提になつてくるというふうな思ひます。

法律の十六条では、農作物共済に該当する農家は組合に加入するというのが義務づけられているわけですが、共済制度全体に対して国が指導、援助するというたてまえになつていっているわけですが、共済掛金の一部国庫負担はもちろんのこと、十四条では事務費についても国庫で負担するというふうな規定しております。最近のゼロシーリングあるいは臨調の答申というふうなことで、補助金の整理の問題や事務費補助の圧縮という問題が取りざたされております。そういう中で、全国農業共済協会というところでも、補助金の増額ということとを訴えておられますし、私の知っているところでも、農業共済の実務に携わっている担当の部門では、業務が非常に煩瑣であつて、これ以上事務費が削られたり負担金、補助金が減らされていくなどというふうなことがあつたら、共済事業そのものの引き受けを考えなければならぬような事態だということまで言われている組合もあるわけですが。

そういう実情から考へてみて、実情を無視した予算の切り捨てというふうなことはぜひやめて、重要な国の事業を確立するというところで予算を十分確保していくべきではないかと考へておりますけれども、農水省と大蔵省のお答えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 共済団体の事務費の国庫負担につきましては、私どももいたしまして、厳しい財政事情のもとではございまして、適正な充実は図つていかなければならないというふうな考へておりました。現在御審議を賜つております五十六年度の補正予算案におきましても、国家公務員に準じて五十六年の四月一日にさかのぼる給与

改善を実施し得るよう所要の経費を計上してお願いをいたしておりますし、五十七年度予算案につきましても、国家公務員の例にならぬままに人員費の増加分を計上するほか、農業共済団体の職員、農林年金の掛金の負担に対する国庫補助、これを千分の四十九から千分の五十四・五に引き上げる、あるいは損害評価員、共済連絡員等の手当の増額を図る等、所要の充実に図つた予算案を用意しているところでございます。

○西垣政府委員 農業共済制度の重要性はおっしゃるとおりでありますし、そのための事務費につきましては、国の助成で支えられているというところはそういうふうな制度ができていくわけでございますので、必要な事務費は確保しなければならぬと考えております。

ただ補助金につきましては、財政資金の効率的な使用と行政運営の効率化を図るために、補助効果の見直しを初めとして整理合理化の努力を不斷に行つていく必要があるわけでございまして、農業共済の事務費国庫負担につきましても、引き続き削減合理化のための努力は図つていかなくてはならないというふうに思つております。

○養輪委員 ぜい農業共済本来の制度の立場に立つて充実に図つていただきたいと思ひます。

次に、高山市で明らかになつた水稻被害の問題についてお伺ひいたします。

高山市の場合、五十五年に激しい冷害を受けまして農業共済の適用を受けてきているわけですが、五十六年は五十五年の状況と幾らか様相が変わつてきているところで、農家の方々の共済の申告が五十五年ほどはされなかつたわけですが、ところが現実には、十アール当たりの生産量そのものは、冷害の五十五年とほぼ同じ程度の生産量が五十六年ということになつたわけで、実感としては五十五年の冷害とほとんど変わらなかつたというのが農民の実感だというふうに言われたわけですが、ところが、水稻被害による支払い共済額で見ましても再保険の支払い額で見ましても、五十六年は五十五年の約三分の一程度というふう

になつていくわけですが。

農水省としては、収穫後判明する被害については救済の方法が困難であるというふうなことをお聞きしているわけですが、農民の立場から言いますと、せっかく農業共済に入つていて現実に被害が明らかになつたにもかかわらず、その救済を受けられないというところは大きな矛盾である、ぜひとも事後にも申告する方法など何らかの是正措置が講じられるようにしてほしいという要望が強いわけですが、その点について農水省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘の問題は、一筆方式あるいは半相殺方式の場合には、圃場ごとに特定し得る損害を対象にして制度が仕組まれているという基本的な枠組みに由来するものでございまして、そういう枠組みの中で制度ができておりますので、刈り取つてしまつた後では被害の圃場ごとの確認を行うということがむづかしいので、刈り取つた後では一船的にはだめだということになつておるわけでございまして。

ただ、刈り取つた後でも圃場乾燥中で、かつこれはどの圃場のものであるかということが間違ひなしに捕捉できるものであれば、圃場ごとの損害特定という制度の枠組みを逸脱せずに処理できますので、そこまでは後からわかつた被害でも捕捉して評価するように指導をしているわけでありまして、そこから先へ行きますと、ちよつと圃場ごとに特定し得るという枠組みから外れてしまひます。それで、五十六年産の水稻災害の経験にかんがみまして、農家に対しても常に被害の状態を的確に把握して時期を失することなしに適切に被害申告をしていただくように、共済組合等に対しては指導を強化するように徹底を図つていくところでございます。

○養輪委員 おつしやることにつきまして、後からしまつたということのないように、適切な指導をぜひお願いしたいと思ひます。

よつとお伺ひしたいわけですが、農業と気象の関係というのは非常に密接な関係を持つていてと思ひます。気象業務法の第一条によれば、災害の予防のみならず、産業の興隆等に寄与することを目的として掲げております。

ところで、昭和三十三年に気象審議会から「農林水産業に係る気象業務の整備方針に関する答申」というのが出されておまして、これを受けて気象庁では、昭和三十四年から十一年間にわたつて、約十三億円の予算をかけて、農業気象観測所六百四十五カ所を設けるなど農業気象観測を充実させてきたところでございます。ところが、昭和四十九年に気象庁から「地域気象観測網展開に伴う農業気象業務の改善について」と題する文書が出されて、その結果、農業気象観測のあり方に変化を来してきたように思ひます。農業気象観測所というものがなくされてしまつて、一般的な地域気象観測網に解消していったというふうにも言えるのではないのでしょうか。

その結果、従来農業気象観測所で観測してきた土壌水分、水温、地中温度など農業に特有な観測項目については気象庁が観測をやめてしまつたわけですが、これは農業気象業務軽視と言われても仕方がないのではないかと思ひます。昭和五十五年の十月八日、災害対策特別委員会がわが党の三浦議員が、今後こういう農業気象特有の観測について、これをするのかというふうな質問をしておりまして、それに対して気象庁の方では、農水省とも協議して検討させていただきたいという答弁が行われました。その後、これについて検討されたかどうか、検討の結果はどうなのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○尾崎説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。

気象庁は、農業が国の重要な産業であるとの認識に立ちまして、先生がいま御指摘になりましたように、昭和三十四年から農業気象観測所を設置しまして農業気象業務に努力してきたところでございます。その後、昭和五十四年以降におきまし

ては、いままで一連十六県に展開しておりました農業気象業務を地域気象観測システムの展開に伴ひまして全国的に展開し、各都道府県に農業気象協議会を設置して、現在ほぼ終了いたしました。なお、長期予報の技術の改善とかいったいろいろな近代的な科学の活用によりまして、農業関係者に適宜適切な情報の提供を行うようにしているところでございます。今後も、異常天候に対応しまして、農業気象業務については一生懸命努力する所存でございます。

なお、ただいま御指摘ございました土壌水分あるいは地中温度の件につきましては検討を重ねてきたところでございますが、さつき申しました地域気象観測システムを使いましてこれを推定する方法を開発いたしまして、これを活用するようにいたしてございます。気象庁におきましては、地域気象観測システムは農業に非常に関係の深い気温、日照、風、降水量、こういったものを即時的に通報する施設でございますが、これによりまして農業気象サービスの低下を来さないように努力しているところでございまして、今後とも土壌水分あるいは地中温度によるサービスをこれと補つていきたいというふうな考えでおるところでございます。

○養輪委員 いまの御答弁では、結局地域気象観測網、アメダスによる一般観測ということですが、これはさつきおつしやつた四要素のオンライン化による速報体制ということですが、結局一般気象観測、農業にかかわりがあるとは言ふものの一般気象観測にとどまるわけで、農業気象特有の観測ということで先ほど挙げましたのは観測されないことになつていくわけですが。

昭和三十三年の答申を見ますと、これは従来一般の利用に供する気象業務を利用することになつていくけれども、それでは十分な効果を上げ得ない状態にあるということで整備改善を行い、農畜畜産物の利用に適合する気象業務を制度上、特殊目的業務の一つとして確立することが必要であるというふうな言つておられるわけですが、そして、そのた

めに農業気候区というのを設け、専任の観測者を有する農業気象観測所を設けることというのを初めとして、将来は農業気象観測所に気象情報の解説の機能を持たせるように考慮することというようなことがこの答申で言われているわけですね。

そして、その付属書に、農畜畜産関係の気象業務の改善要領というのがあって、これには一般の利用に供するための気象業務と農畜畜産の利用を目的とした気象業務に相当の差異があるという例がいろいろと掲げられているわけですね。また、一般天気予報と農業気象通報との違いというものもここに書かれてありますし、こうした答申を熟読玩味してみますと、この答申を受けて充実にすることこそが農業気象業務の課題であるというふうに思うわけですね。でも、こうした答申、昭和三十三年に出された答申について気象庁は、もうそれは時代おくれのものであるというふうなことを認識されているのか、あるいは重要な答申であつてこれを尊重すべきものであるというふうな認識されているのか、この答申をどう受けとめているかという点について、気象庁の御見解を承りたいと思います。

○尾崎説明員 ただいま先生が御指摘になりましたように、三十三年の答申につきましては、この盛られた精神に基づいて農業気象業務を十分やっていきたいということでございます。

それで、先ほど申しましたように、五十四年以降は全国的な展開を行いますし、また天気予報の降雨の確率予想、こういったものの技術開発、それから一番農家に必要な長期予報の精度の拡充のためには、南半球の資料、こういったものも収集しまして、その精度の向上に努めているところでございます。

気象庁といたしましても、答申の精神に基づきまして、農家に適時適切な情報を提供するように努めておりまして、農業気象通報の手引きというようなものもこれは作成するつもりでございますし、また、五十五年の冷夏による東北地方の非常に大きな災害に対しまして、その要因となりま

すやませの観測、これは科学技術振興調整費による農林水産省との共同の研究でございますけれども、こういったものを通じて、この観測におきましても地中温度、土壌水分を観測いたしまして、その実態把握に努めておるわけでございまして、農業気象通報の内容のいいものを農家に提供するように努力しておるところでございます。

○養輪委員 基本的にこの答申の精神を受けて事業を進められるというところですけれども、やはり農業気象特有の問題はいろいろあると思ひますので、現在の農業気象観測体制で必ずしも十分ではないんじゃないかと私は思ふわけですね。

それから、世界気象機関、WMOというところがございます。ここでも農業気象観測及び気象サービスの重要性というものを認識してWMO技術規則というものが定められておりまして、農業気象観測のあるべき姿について詳細な基準が示されております。日本もこれに参加しているようですね。観測項目など一層充実させるために人員増なども含めて予算措置を講じたいということも考えていかなければならないと思ひます。

そういう中で、わが国は農業気象予算そのものが年々減らされているという状況もございますし、気象庁が行革の対象というふうなことも言われているのはもつてのほかにやらないかと私は思ひます。

気象庁としては、そういう中で、一九八一年、昨年の四月から、全国百カ所の測候所の中で十四カ所、夜七時から翌朝の八時までの夜間業務を廃止して、所員も五人から四人に減らすということにしたわけですね。これは、その前年の十月、行政管理庁が十カ所の測候所廃止を含む再編整理を勧告したのを受けて、気象庁が第五次定員削減を消化するために打ち出したものであるわけですが、これに対して、該当地域の住民の皆さんや自治体なんかを初めとする関係団体等が反対運動が起つて、全気象の労働組合もこれを阻止すべく反対運動を展開されたわけですね。そして国会でも昨年の参議院の予算委員会でも鈴木総理大臣が、気象

の重要性はよく認識している、今後行政改革に当たっては総合的、全体的に軽重、重要性その他を勘案しながらやってまいりたいというふうな答弁しております。

ところが、気象庁は四月からこの夜間業務廃止を強行実施したわけですね。それに対して全気象の労働組合の方としては、自主的にこの夜間の宿直をやろうじゃないかという自主宿直闘争というのが積極的展開されたわけですね。そういう中で、高知県の宿毛というところでは、四月二日の夜半に測候所開設以来四月としては史上二番目の集中豪雨を観測したわけですね。自主宿直の当番者が直ちに高知地方気象台へ連絡をし、その結果すぐ大雨洪水強風波浪注意報というのが発令されるというところがありました。それから宮崎県の都城では、四月二十三日の早朝、宮崎地方気象台からは霜注意報というものは出ていなかったけれども、その地域のお茶の産地である地方で霜がおりたわけですね。霜がおりるといことはお茶にとっては非常に重要な問題ですが、実際に被害は出なかったわけですね。それは、その前の晩、自主宿直の当番者が適切な解説をして、茶園では防霜処置がとられたということがあったために膨大な被害を免れることができたという事実があります。

こういう中で、行政管理庁の方は、気象衛星やレーダーなどの導入によつて観測体制が整備されたので、測候所の必要性は薄らいだというふうな言っているように、地域に密着した適切な農業気象情報が必要なる農業関係者に迅速に提供される必要性というものは、薄らぐどころか、むしろ一層測候所の機能を強化し、地域の要望に応じられるような体制を整えて、測候所自身が予報を発表する権限を復活してほしいという、そういう強い要望すら出ているわけですね。

臨調の答申では、国家公務員の定員削減について、現行定員削減計画を改定強化する旨明らかにしていただきますけれども、述べましたような気象の重要性にかんがみ、実情を無視したこの削減強行と

いうのはぜひやめるべきであると思ひます。そこで、これに対する気象庁、農水省、大蔵省のお考えをそれぞれお聞きしたいと思ひます。

○尾崎説明員 ただいま先生より、いろんな具体的な例につきましていろいろおしかりを受けたわけでございますが、気象庁といたしましては、近代的な気象衛星あるいはレーダーといったような、あるいは数値予報といったような科学的な要素をとらえまして、地方のサービスが低下しないように効率的な運用の努力をいたしておる次第でございます。気象庁といたしまして、農業サービスの低下がないように今後とも努力したいと思ひます。

○浅野説明員 農業生産は言うまでもなく気象条件に左右されるところが非常に大きいと思ひます。そういう意味で、農業生産の維持あるいは安定を図っていくためには、やはり気象情報はいかに的確にかつ迅速に把握していくかということが最大の課題でございます。それに即して適切な技術指導を行うということによつて災害の未然防止もできるわけでございます。

そういう意味で、農林水産省におきましては、気象庁と十分連携をとりながら気象情報の迅速な把握、それを気象協議会等を通じて農家に迅速に流していく、伝達をしていく。その後、普及体制その他組織を活用いたしまして、農家に對する技術指導の万全を尽くしているわけでございします。

ただいま先生から御指摘がございました気象情報の方の的確な整備体制ということにつきましては、われわれ農林水産省といたしましても願つてもないことではございませんので、気象庁の方に強く要望いたしながら、とにかく万全を尽くしてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○西垣政府委員 厳しい財政事情のもとで、あらゆる経費を聖域扱いとしないという方針でございますが、気象業務に要する経費につきましては、静止気象衛星の打ち上げ等に要する経費等、気象

観測、通信業務の充実あるいは強化に必要な経費を中心としていたしまして、必要な予算措置は講じているつもりでございます。数字で申し上げますと、気象庁の予算といたしましては五十六年度に比べまして五・七％増というところで、一般歳出全体を非常に低いところで抑えている中では、できるだけの確保を図ったというふうに考えております。

○養護委員 終わります。

○森委員長 小杉隆君。

○小杉委員 今回の農業共済再保険への繰り入れにつきましては、昨年、ことしと予期しない冷害あるいは台風ということもあって、やむを得ない面があります。しかし、農業というのは天候、気象に左右されやすいというのは宿命的な面があるわけでございまして、これは去年とことしだけの例ではなくて、また来年も再来年もという、あるいは五年続いてこういう事態が起こり得ないという事はない、起こり得る可能性があるわけでございまして。

今回この繰り入れの実績を見ますと、残高を見ますと、農業勘定で千八百七十六億、果樹勘定で二百九十四億、合わせて二千七百七十億という、いままでの残高の中では最大の金額になっているわけですが、これは、もし決算上に剰余が生じた場合においては一般会計に繰り戻すということになっておりまして、従来はそういうふうな一般会計へ返しているわけですが、これだけ大きな金額になると返し切れないということも想定されると思うのですが、これは法律上返さなくてもいいことになっていくわけですか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

確かに法律の条文の規定は先生御指摘のとおりでございます。決算上の剰余が生じなければ繰り戻しは行われないわけでございます。ただ、これは、よって返さなくてもいいという趣旨ではございまして、償還期を特定したいという意味でございまして、特別会計の経理処理をいたしまして

は、一般会計から繰り入れられた金額は負債の欄に計上されておられるわけでございまして、これはあくまでも負債と観念をして、返すべき金として観念をいたしておる。ただ、償還期が特定したいというところで立法技術上先生のおっしゃるような状況になっておるといふことでございまして。

○小杉委員 現在は財政再建中であつて、また国民の期待も、やっぱりこういう金額をなるべく早く返していただくという気持ちだと思つて、いままでの経過を見ますと、大体最大でも五百億程度の数字であつたわけですが、そして大体三年ぐらいの間に一般会計に返してきたわけですが、今回は二年続きで非常に大きな災害が出たために、さつき申し上げたような二千七百七十億円にも上つてしまつたわけですが、返済期間が特定できないということですが、私は、財政再建という事を考えますと、できるだけ早く返すという努力をしなければいけないと思つて、あるいは運用していくに当たつて、大蔵省や農水省は大体何年ぐらいのサイクルで返すことを考えておられるのですか。

○佐野(宏)政府委員 保険の設計に当たりましては、二十年間で収支が均衡するという前提で計算をしておりまして、ですから、ピークとボトムがいろいろありまして、二十年間ならせば山と谷が消えるということでございます。ただその中で、一つの山から次の谷までの期間が何年であるかというのは、これは保険設計上の理屈が別にあるわけではございませんので、全体として二十年間収支均衡というのと、その中の一サイクルごとの山と谷というのとは、これは別問題でございます。そういう意味では、理論的に何年で返せるべき筋合いのものだということではございませぬ。収支均衡は二十年ということではかつております。

○小杉委員 財政再建期間中ということですから、こういう一時的な措置というのはなるべく早く一般会計に戻すという努力をしてもらいたいの

思うのですが、具体的に大蔵省あるいは農水省に対策があればお考えをお聞きしたいと思つております。

○佐野(宏)政府委員 先ほど来申し上げておりますが、果樹勘定につきましては、私どもも、制度上の欠陥がこのような事態を招いた要因の一部を構成しているのではないかと、いふ少なくとも嫌疑はかけておりました。その点につきましては、五十五年度に制度改正を行つて手当てをしたところでございまして。

それから、それ以外に一般論をいたしましては、こういう一般会計からの繰り入れを必要といたしますような大災害が続いたとしますと、掛金の計算に自動的に反映されて掛金が上がつてくる、共済掛金率が上がつてくるという一種のビルトイン・スタビライザーのようなものがあるわけでございます。それと、先ほど来申し上げておりますように、保険設計上二十年間で収支均衡するという大前提で計算が成り立つておつて、誤りのない限りはつじつまが合うはずであるということとが繰り戻し可能な担保になつていふというふうに考えております。

○小杉委員 農業の共済保険に対する農家の掛金です。つまり自己負担分というのは昭和五十六年度でどのぐらいになっておりますか。そして国庫補助率というのはどのぐらいか、その金額もあわせてお答えをいただきたいと思つております。

○岡田説明員 農業勘定で申し上げます。農業勘定は、先ほど来お話に出ておりますように、水稲と陸稲それから麦それから蚕、畑作物、これらを一括して経理しているわけでございまして、これらを通じて農家の掛金は、掛金の総額といひますかファンドの総額が千六百五億になつておりまして、そのうち農家が四百二十三億、国庫が六百四十二億ほどを負担しておるといふ計算になります。

○小杉委員 いまお答えのありましたように、農家の掛金つまり自己負担金というのは大体三九・七％、約四割、あとの六割は国庫負担になつてい

るわけでございまして、常識から考えても、かなりこれは国庫負担が重いという気がいたします。それでなくても、いま農業関係の補助金が非常に大きいという事を指摘されておりますし、有識者の間では、農業に対しての過度の保護政策が日本の農業をだめにした、いま農業の生産性というの、日本の場合、先進国の中でも最低ランクに落ちてしまつていふという批判のあることも事実でございます。今度の掛金だけではなくて、こういう国庫からの繰り入れも考えてみますと、かなり国庫からの負担が大きくなつてくるわけでございまして、いまの保険料率というのは、地域とか、それから水稲、陸稲、麦というふうないろいろな種類によつても違つておつた、平均しますと、大体、水稲、陸稲、麦などの場合に千円の保険金に対して約三十五円ですね。これがこの三月に改定されて四十円弱になるはずですが、こういうふうな二年続きで冷害が起こつた、あるいは台風が集中してきた、あるいはまた来年も再来年も起こらないという保証はないわけですから、こういうときに思い切つて負担分を引き上げて財政再建に寄与していただくというふうな考えはないものだろうか。そういうふうな、時期的に、弾力的にその保険料率を変えようというふうな考え方、そういう点についてはどうお考えでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 共済掛金の改定は、五十七年度から新しい料率を適用することにしたしております。それから、掛金の農家の負担割合をふやすという問題でございますが、これにつきましては、現行の掛金の国庫負担割合というのは、農家の掛金の負担能力とか、共済目的である作物の政策的な位置づけとか、事業発生以来の経緯等総合的に決定されているものでございまして、二年続きの冷害の後でございますので、農家が大打撃を受けているということもございまして、農家の掛金負担割合を引き上げるということはむしろかしいというふうには思いますが、最近の財政事情にかんがみ

まして、農政の動向等に即した共済制度全体のあり方とその新しい展開の方向を見出すための検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

○小杉委員 もう時間が来たからやめますが、私も都市に住んでいる者から見ると、たとえば農業者の納めている税金が百五十一億円に對して、国が農業につき込んでいく国費が何と三兆二百三億円にも達するわけですね。

これは一般の給与所得者と比べましても、一般の給与所得者の場合、大体サラリーマンの納めた税金は約六兆円、一人当たりになりますと約十九万円、農業の場合は約七万円というように、農業の場合、確かに気象条件とか天候に左右される非常に脆弱な構造であることは理解できますけれども、国民の間の不公平感というところから考えますと、農業のこういう補助金についてもつと厳格な目で財政当局は当たっていくべきじゃないか。こういう制度がずっと長く定着してあるから、いまこれに手をつけるのは酷だというような考え方じゃなくて、国民の間の公平という観点からこういう具体的な問題について一つ一つ検討を進めるべきだということだけ申し上げて、私、質問を終わりたいと思います。

○森委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○森委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

附則

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金に關する法律案

もつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十六年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十二億円である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百七十七万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十六年度において低温、暴風雨等による水稲、ばれいしょ、りんご等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年二月十七日印刷

昭和五十七年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W